

平成二十一年第九回垂井町議会定例会第二日

平成二十一年十二月十五日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			修

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	陽	一	
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第九回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十一年十二月十五日（火）

午前九時

日程第一 一般質問

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、六番奥村耕作君、八番末政京子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） おはようございます。

まず御報告させていただきたいのですが、大変私ごとでまことに恐縮でございますが、十月一日に三千四百グラムの元気な女の子を無事出産いたしました。出産を通じ、新たな視野が広がり、いろいろ学ぶべきことが多く、夜中の授乳やおむつがえに追われる毎日ではありますが、子育ての大変さの中にも、子供の成長の楽しさを同時に味わいながらの毎日であります。

また、妊娠中、並びに産後、皆様方より温かいお声かけ等ちょうだいいたしましたこと、この場をおかりいたしまして御礼申し

上げます。ありがとうございました。

では、早速ではございますが、議長のお許しを得ましたので、その子育て世代の代弁者として、よりよい子育て環境づくりのため、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

政権が交代し、今、マスコミ等で連日のように報じられる事業仕分け。仕分け人というのでしょうか、新聞やテレビで見えない、聞かない日はないくらいの盛り上がりようであり、議場にお見えになる皆さん初め、ケーブルテレビをごらんの皆様方も既に御承知のことと存じます。垂井町におきましては平成十八年度から二十年度にかけて、業務の民間委託、各種事務事業の見直し、行政評価制度やパブリックコメント制度の導入など、行財政改革と称し、さまざま取り組みをいち早く実施してまいりました。これについては今に置きかえるところの事業仕分けであったかと、私なりに解釈しておるところでございます。

前述のように政権が変わり、そのもとで新年度予算編成真つただ中と存じますが、経済情勢も低迷する中、また国による先のお示しが具体的に見えてこない状況下でもあります。垂井町としても、国の見直し作業によって、補正予算時にも予定しておつたことが執行できないことに直面するなど、少なからず影響があった関係上、それを受けてさらなる行革、国で言いかえるところの事業仕分けが必要となるのではないのでしょうか。また、この先も第五次総合計画等で予定していることが執行できないおそれが出てくると考えられます。それを受けますと、やはり事業を進めるに当たり、いわゆる優先順位という壁にぶつかり、ますます仕分けの必要性が増すのではないのでしょうか。

そのような中で、何よりも重要なのは、行財政改革大綱にもお示しがあるように、財源を確保し、少子・高齢化社会や多様化する住民ニーズに的確に対応できるようにすることであり、それを踏まえ、我が垂井町は財源確保の意味が非常に強い行革を進めてこられたと認識しております。行財政改革大綱上では三億九千九百八十八万一千円の見込み額であり、また実際の取り組み結果を見ますと、平成十八年から二十年度にかけては六億百四十七万九千円の歳出の財政効果額が示されておりました。これは、あくまでも平成十七年度決算との比較ということですので、実際はどのようであったのか、確認の意味でお尋ねをいたします。

また、行革の中で財源は確保できたのかという点と、行革を行った翌年度にはどのように反映できたのか、検証や総括はされたのかという点。また、平成二十一年度は同じ内容で引き続き行革に取り組まれたのか、さらに切り込んで行革に取り組まれたのかという点。また、平成二十一年度の歳出の財政効果はどのくらい見込まれるのか。毎年、入札差金等上がっておりますが、新年度に持ち越しするなどして反映できる財源は確保できたのか、それぞれ財調等の基金に積み立てということになるのかについてお尋ねをいたします。

また、基金の話に少し触れましたが、我が町でもさまざま事業に向けての基金が設けられておりますが、今後も経済状況と社会情勢が厳しい流れの中で、事業を遂行するに当たり優先順位をつけざるを得ない状況が恐らく出てくると考えられます。中でもピクアップしたい基金は庁舎建設基金であります。これについては皆さん御承知のとおり、平成十九年度から毎年一億円を積み

立てようと積み立てが始まり、平成二十一年十月末現在の基金現在高は二億九千万五千七百三十九円となっておりますが、二十一年度はその一億円が積み重なっていない状況にあります。前述のように優先順位が問われ出すと、この庁舎建設問題に関してどのような対応がされるのか、町民さんからも非常に注目度が高いと言えます。そこで、この庁舎建設に関し、現在の状況下で優先順位をつけるとするならば、どの位置づけになるのか、またどの規模の建物なのか、建設費用はどのくらいか、何年後を目標になど、計画内容がはっきりしておりませんが、三年が経過する中で、その構想をお示しいただきたいと存じますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

また、行革は、住民サービスの維持・向上のためでもあります。中でも今年度十月より一枚十円から五十円へと値上がりしたごみ袋に関しては、町民さんの非常に関心の高いことでもあります。住民サービスの向上を図る中で値上げに関しては、クリーンセンター等の維持管理に関することなどを含め、相当な論議があったとお察しいたします。一方、エコなどごみ排出削減という世の中の流れではありますが、障がいを持たれた方や介護の必要な御高齢の方、また乳幼児のいらっしゃる御家庭に見られますように、おむつを必要とされ、ごみ排出時におむつのごみが大量に排出される御家庭を対象にごみ袋の無料配布をしてはどうかと、ごみ袋の値上げ以前より担当委員会中で御提言してきた経過がございます。お隣大垣市もその実施をされ、また同僚議員の御発言にもあり、その際の御答弁は「検討します」とのお答えが続くのみでありました。そこで、新年度もさらなる住民サービスの向上を目指

して検討は既に尽くされたと存じますが、その実施時期や対象者などについてどのようなお考えがあるのかお尋ねをいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは三番議員の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、出産、おめでとうございました。丈夫な赤ちゃんをしっかりと育てていただきたいと思います。

まず、事業仕分けに関して垂井町の行革、あるいは財政のことについての全般的な御質問でございますが、私の方からは、行革に関して、あるいは庁舎の問題につきましてお話をさせていただきたいと思えます。行革の中身、あるいは財政の運用につきましてはそれぞれ後ほど担当から補足説明させますので、よろしくお願いをいたします。

まず行革でありますけれども、西濃圏域の合併が破綻いたしました、垂井町単独の方針で進んでいく中で、やはりこの財政をしっかりと見直していくという中で、国の方針もあつたわけでありますけれども、十八年度から二十年度の三年間短期集中という形で行政改革大綱のプランをつくりました。これの実施に当たって、その内容を今お示しをしておりますのでありますけれども、国の方が二十一年度まで、今年度までということ、少しずれがあります。そういった形で新たな大綱というのは、今後やはり国の方針を見守った上で定めていきたいということは以前にもお話をしたところでありますけれども、ただ残念ながら、今、政権交代と

いう形で、今の集中改革プランが自民党政権の中でつくられたもので、これが今後どう変わっていくかというのは、しっかりとまた見定めていく必要があるということが一つ懸念材料として出てまいったところであります。当面、今まで進めてまいりました行政改革を中心に、このまましっかりと進めていき、住民サービスの向上、あるいは無駄の排除、効率性の高い行政運営というものを進めていきたいというふうに考えております。

そういった中で、基金の関係で庁舎のことがございました。もう今皆さん御存じのように、非常な経済危機という状況の中で、財政上は非常に強い危機感を持って今予算編成をしております。であります。当然、大きな事業というのは絞り込んでいく必要がありますし、優先順位等もつけていく必要があると思えます。庁舎の建設というのは重要な問題であるという認識はもちろん持っておりますし、これの建設に当たっての基金の創設という形でお諮りをして、今やつとそれが緒についたところであります。ただ、こういった経済情勢の中でなかなか満足な基金が積めていけない状況もあるというところでございます。

一方で、この庁舎の移転につきましては、庁舎の位置等が変更される場合は設置条例等をいじっていくという形で、出席議員の賛同三分の二が必要になるわけでありますけれども、特別議決というものが必要になってまいります。そういった部分で、やはり住民の皆さん、あるいは議会にもしっかりと議論をしていく必要があるというような状況の中で今まで参りました。私も、任期二期目スタートに当たってこの庁舎の問題はしっかりと考えていきたいというお話をさせていただきましたけれども、残念ながらも

だ、ここを出ていくのか、あるいはここで建て直すのかということ
ころまで至っていないのが現状であります。このことにつきまし
ては、やはりどちらの条件についてもそれぞれの資料を提出する
上で、住民の皆さんにもいろんな議論に参加をしていただき、議
会とも相談をしながら進めていく必要がある中で、まだまだ緒に
ついていないというのが現状でございます。このことについては、
今後まだしっかりと検討を重ねていく必要があるということ、
今後継続してしっかりとやっていくという形になりますので、御理
解をいただきたいというふうに思っております。

なお、最後に、ごみの関係でごみ袋の關係の話がありました。
財源確保、あるいは環境という部分、しっかりと認識する中で、
今、住民の方には大変、値上げ、一気に上がったということで御
不便をおかけしておりますけれども、幸い、ごみの減量化には十
分に役に立っております、十五、六%の削減がごみの中であるとい
うことで、これを固定していく中で、さらに次の施策、ごみの資源
分別化、あるいは減量化というものをさらに進めていきたいと考
えております。その中でのごみ袋の無料配付ということにつきま
しては、担当課からその所管において考えているところを述べさ
せていただきますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君

「企画調整課長桐山浩治君登壇」
企画調整課長（桐山浩治君） 三番議員の御質問の行財政改革の
部分についてお答えします。

まず第一点目の、行財政改革による財政効果の実際はどうであ
ったのかでございますが、議員お話しのように、類推合計で、十

七年度決算にいたしまして六億百四十七万九千円の財政効果が見
込まれたところでございます。年度ごとに申し上げますと、平成
十八年度で八千五百四十一万二千元、十九年度で二億二千九百二
万七千元、二十年度で二億八千七百四万円となったところでござ
います。これらにつきましては、当初計画の取り組み項目につい
てすべてについて実施状況を検証し、算出したところでございま
す。これによりまして、行財政改革大綱の見込み、三億九千九百
八十八万一千円に對しまして二億百五十九万八千円の増、約一・
五倍の財政効果を上げることができました。今、年度ごとの財政
効果を申し上げましたが、比較いたしますと徐々に伸びておると
ころでございまして、実際においても財政効果はあったものと思
えております。

次に第二点目の、行革の中で財源の確保はできたのかでござい
ますが、一定の財政効果があり、財源確保はできたものと考えて
おります。

第三点目の、行革の翌年度にどのように反映されたのかとの御
質問でございます。前年度に確保されました財源は、翌年度に繰
り越されまして、一般財源として当該年度の他の事業にそれぞれ
充当されまして実施されてきたものでございます。そういった意
味からも、翌年度に反映されたものと考えております。

第四点目の、平成二十一年度は引き続き同じ内容で行革に取り
組んだのか、あるいはさらに切り込んで行革に取り組んだのかで
ございますが、行革大綱の実施を通じまして制度化されたものに
つきましては、引き続き実施し、定員管理の適正化、給与等の適
正化、経費の削減・合理化に取り組んできたところでございます。

そういったことから、二十一年度の財政効果の見込みでございますが、今ほど申し上げました継続的な実施によりまして、平成二十年度並みの財政効果は見込めるものではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 三番議員の御質問の、私ども、六番目に御質問がありました財政効果はどのように平成二十二年度へ反映するのかということと、次の、基金に積み立てということになるのかという御質問に対するお答えをさせていただきます。

ただいま企画所管の方からもしましたが、財政効果は決算額をもって平成十七年比で算出しているものでございますが、私ども、決算が確定いたす前の見込みという形の中で取り扱うという方法も講じております。

さて、行革による財政効果でございますが、その事業が縮減、あるいは廃止等がなされたときなども申しますが、平成十七年度対比で算定されるもので、以降の年度でその事業の取り扱いが継続されることによりまして、財政効果が現実的なものとなるものでございます。その財源は特定事業のための財源ではございません。一般財源的な諸施策に充当、活用されていくものでございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

それと、基金の積み立てについてでございます。財調、あるいは減債基金及び特定目的基金への積み立てにつきましては、行革による財政効果額が直線的に積み立てという形になるものではご

ざいませぬ。予算の範囲において政策的にこれを積み立てていくというような取り扱いを行っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは、三番議員の御質問の中で、おむつを利用される世帯へのごみ袋の無償配付といったところで少し回答させていただきますが、九月の定例議会におきましても同僚議員からの質問がございまして、ごみ袋の無償配付につきましては検討を行ってきたところでございます。

ところで、そもそもごみ袋を値上げをいたしましたので、ごみ処理手数料を徴収するといった形になりましたのは、それぞれ町民の皆さんの負担の公平性、それからごみ減量化施策の一環として実施をしたわけでございますが、おむつの使用頻度が高いといった理由のみでごみ袋を無償配付することについては、こうしたごみ減量等の趣旨からもどうなのかといった疑問、それから制度上、どうなのかといったところで検討をしております。それと、こういったおむつを利用される世帯につきまして、当然、おむつを利用されない世帯と比較しまして、ごみ袋の使用の頻度は高くなるといったことは認識をしているところでございますが、安易に無償配付することにつきましては、制度の設計上、難しいところがあるといったところに認識をしたところでございます。

ところで、垂井町におきましては、こういった体に障がいを持たれている方、あるいは寝たきりの高齢者の介護をされている介護者の方、あるいは小さいお子さんをお持ちの皆さん方にはそれ

ぞれ手当が支給されておるところでございまして、また国におきましても子供手当といったものの支給が検討されているところがございます。こういったことをトータル的に判断をいたしまして、こうした手当の支給等により財政支援による、各家庭においてそれぞれごみの排出につきましては工夫をしていただくものというふうに認識をさせていただいたところでございまして、現在のところ、この無償配付については考えていないところでございますが、しかしながら、おむつを使用される世帯の経済的負担、それと私らが今申し上げておりましたごみ処理有料化の趣旨等を総合的に考慮した中で、将来的には研究していかなければならない事項かなというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございました。

再質問させていただきます。

行革については、新たな大綱を考えていかなければならないというふうな町長さんの御答弁がありました。何のための行革かということをご認識していただいて、職員さんの意識改革ばかりが問われがちになっていきますが、財源が確保できたということは、一方では消極的な予算執行となってしまったのではないかなあということをご懸念するところでございますが、それについてはいかがでしょうかということをお伺いしたい。

また、予算計上してある以上、政策的にという御答弁もありましたので、大胆に執行するのにも多様化する住民ニーズに的確に対

応するためでもありますので、引き続き、身のある行革を続けていただき、住民サービスの充実につなげていただきたいと思います。

さて、庁舎建設の御答弁ですが、これについてもしつかりと考えていきたいという御答弁。当然ではありますが、優先順位をつけていく必要性もお考えとのこと。満足な基金も積めていないというお答えもありましたが、今年度九月議会では三百万円ほどの庁舎改修工事が計上されておりましたね。ちょこちょこ修繕引き延ばしている感じがあるような感じがするんですが、新たに建設というよりも、この建物をリフォームするのかなということ、そういった補正予算等の工事で何か感じ取ることがあります。また、検討したり継続した考えというふうでありましたが、すぐに経済状況も回復しない中でありまして、任期ですね。町長さんの任期が残るところあと一年ですので、そして、ここは災害対策本部となる庁舎ですので、安全が確保されなければいけないなと思いますので、早急なお示しが必要かなと思います。再度、この時点で決まっていけないというのはいかがなものかと思っております、やるのかやらないのかという方向性だけでも一度お答えしていただきたいと思います。

ごみ袋に関してですが、無料配付希望のお声も相当多くて、先述の多様化する住民ニーズにきつとおこたえしていただけるものと、以前、課長さんの意気込みからは当然新年度にその予算を盛り込んでいただけるものと信じておりましたが、制度設計上という御答弁で、難しいという御答弁、非常に残念であります。確かに、今度出てきますエコドーム構想でありますとか、御答弁にあ

りましたように削減の流れの中で無料配付というのは、このタイミンングじゃないかもしれません。別の手当を支給してあるという御答弁でもありましたが、それはそれというような気がいたします。おむつに関してはむやみやたらな排出ではありませんが、いろいろ聞きますところ、母子手帳交付時に大垣市さんなんかは無料のシールが手渡されるということで、お配りするタイミンングや対象者に関して難しくないというふうには考えますが、例えば垂井町もそういった手帳や購入時の領収書等で対象者世帯を限定するなどして実施されてはいいのかなと、再度御提言してお尋ねしたいと思います。

今後もこのごみ問題に関しては前向きに取り組んでいかれるよう御期待申し上げて、再質問とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

行革につきまして、行革をすることによって消極的な予算執行ではなかったかという御質問でございましたけれども、予算配分的には、行革取り組み以降、少しずつ予算規模は膨らんできたのが現状でございます。七十八億円ぐらいから、今、本年度の当初予算八十一億五千万円まで来ておりますが、この厳しい財政状況のもと、来年度の当初予算の金額はかなりの縮減を見込んでおる、非常に厳しいものがあるという形で今取り組みのところでございます。そういった中で、やはり優先順位をつけて取り組みべきものは取り組み、大胆に取り組んでいくという形を考えてお

りますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

その庁舎に関しましてですが、当然に、今、議員がおっしゃいましたように、災害時での対策本部、あるいは住民サービスの拠点にあるということの中で、庁舎の建て直しというものは必ず必要になってくるというふうには認識をしております。ただ、先ほど申しましたように、こういった諸般の財政状況の中、あるいは垂井町の将来を考えたときの取り組みべきいろんな課題、喫緊の課題を考えてみると、どうしてもこの庁舎が最優先に上がってくる状況ではないということは今認識しております。まず、財源をしっかりと確保して、現地での建て直しなのか、出ていくのか、そういった論議をしっかりと踏まえた上での取り組みになりますので、いましばらく時間がかかるものというふうには思っております。その間に他の優先すべき課題を対処していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、おむつのことに関して言いますと、確かに配るのは難しくないと、そのとおりかというふうには思いますが、先ほど担当課長も申しましたように、トータル的に考えたときに、そのごみ袋だけ、要するにおむつ代だけに手当を出すのか、要するにトータルの中で、今回のごみの大もとの発想はやはり負担の公平性、あるいはごみの減量化ということがございます。一方で、その小さいお子さんを抱えてみえる方には、今回、国の昨年度の二次補正の中での経済危機対策の中で、すくすくたるいっ子という制度も取り入れてあって、子供手当は新政権によって廃止されましたけれども、すくすくたるいっ子の部分を金額を変えて配分すると

いう形にさせていただきました。そういったトータルでの財源配分ということも考えておりますので、そういった中でのおむつ代等を捻出していただく、あるいは、当然に、今、担当が申しましたが、障害者福祉手当でありますとか介護慰労金、あるいはこれから出てくるだろつ子供手当、そういったものの中で子育てというものを体感していただく。もちろん、子育てをしやすい環境をつくっていく、そのことによって垂井町の魅力をますます上げていきたいという思いは強く持っておりますので、そのための施策は一生懸命考えていきたいと思いますが、ごみ袋だけに限らず、それを単独で無料配付するというのは、何かいかにも一つの局面しか見ていないような気がいたしますので、いましばらく、先ほど担当も申しましたが、状況等を見詰めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。全部で三点ありますので、よろしくお願ひいたします。

まず第一点は、竹中彰元師を町として顕彰し、案内板を立ててはどうかという問題です。

竹中彰元師というのは岩手の明泉寺の第十四代の住職で、一九三七年、すなわち昭和十二年、日中戦争が拡大して戦争遂行の世論がわき立っている九月十五日の朝、出征兵士を見送る行列の中で「戦争は罪悪である」と訴えた人です。また、同年十月十日の同じ岩手村のお寺の年忌法要の席で、六人のお坊さんに「今度の

戦争は侵略のように考える」と訴えた人です。これらの発言がもとで逮捕され、やがて裁判にかけられ、翌年四月、禁錮四月、執行猶予三年の刑に処せられました。さらに、これに伴い、宗門、すなわち浄土真宗大谷派でも罰せられ、布教使の資格を剥奪されました。終戦の年の一九四五年十月二十一日、七十八歳で亡くなりました。当時の状況は、若い人にはちょっと耳なれない言葉ですが、「特高外事月報」というこの記録に詳しく書かれております。その間の状況を少し説明した方がいいと思いますが、実はこの竹中彰元師については、もう既に、戦後六十数年、岩手の地元の方はもちろん、垂井町の方もまだ十分御存じでない状況です。そういうこともあって、少しその部分だけ述べてみたいと思います。

一九三七年、日中戦争が始まると、政府は拳国一致を宣言し、戦線は急速に拡大し、軍の動員とともに、兵員の徴集が急増した。毎日の新聞には連戦連勝の記事があふれ、戦争賛美・協力の機運が広まった。九月十一日の岐阜日日新聞にはこんなふう書いてあります。「一日に万を超ゆ、南宮神社の参拝者。西濃地方の武運祈願者、きのう、きょう著しく増加」と報じています。九月十五日、岩手村では、朝早く六時半ごろ、村民四百人余りが岩手小学校に集まり、出征兵士を見送りました。人口三千人弱の村である。この村で連日出征兵士を送る会があり、それだけの人が集まったのである。この日、五名が出征したという。十月までに九十人ほどの出征兵士があつたといひます。岩手小学校 現在のもちろん小学校ですが から、東海道線垂井駅までは約四キロ、途中、村外れの灯明台で小休止し、出征兵士一人ひとりが最

後の言葉を述べ、駅に向かうのである。彰元は七十一歳の高齢にもかかわらず、どんな心境からか、連日出征兵士を垂井駅まで見送った。この日、彼は見送りの途中、前を行くKに追いつき話しかけた。「戦争は罪悪であると同時に人類に対する敵であるからやめた方がよい。北支の方も上海の方も今占領している部分だけでやめた方がよい。決して国家として戦争は得なものではない。非常に損ばかりである。今度の予算を見たまえ。非常に膨大なもので二十億四千万円というものは、この出征軍人が多数応召して銃後の産業に打撃をこうむり、その上にいたずらに人馬を殺傷する意味において殺人的な予算だ。戦争はこの意味からいってもやめた方が国家として賢明であると考える」、さつき言いました。「特高外事月報」にそう書いてあります。彼が逮捕されて後の証言で、見送りの人の一人は「彰元には壮年をしのご元気がありました」と述べているそうです。Kは「彰元は地声が大きいのに説教口調で大声で話され、私の言葉を遮って連続的にしゃべられた」というふうに証言しております。

いずれにしてもそういう方なんです、二〇〇七年七月七日の夕刊、朝日新聞にトップ記事でこういうふうに大きく、「侵略批判で処分 僧侶を名誉回復」というふうに、名誉が回復されていたという報道がなされております。次々と今になって言ったら遅過ぎるようには思います、名誉回復するというようなこともあって、特に宗門では、一昨年ですか、大々的に復権・顕彰大会が行われました。とにかく彰元師については、戦争の深い反省の上で立つて制定された日本国憲法のもとでも長く長く名誉を回復されることもなく打ちやられていましたが、心ある宗教者たちや地

元の人たちの処分取り消し、復権・顕彰を求める辛抱強い運動・努力が実って、今言いました一昨年十月十九日、宗門による大々的な竹中彰元師復権・顕彰大会が行われました。ちよつと寒くて雨の降る日でしたけれども、大勢の人が詰めかけて、この大会に参加されました。その後、今日まで、宗派に関係なく多くの見学・参拝者があります。特にことしに入ってから、個人ばかりでなく、バス団体でも、西は姫路、東は名古屋、岡崎からも来られ、まさに我が町の新しい観光名所となりつつあります。

こういう状況の中で、折しも、くつつけたわけではありませんけれども、折しもアメリカのオバマ大統領の「核を廃絶し、平和な世界を」というプラハ演説の波紋も広がって、ますます彰元師をたたえ、見学・参拝者がふえています。

また、ことしの十月十一日付のサンデー毎日にも、佐高信さんが、「戦争は罪悪であると戦時下に説いた僧侶がいた」と、一ページにわたって記事を載せています。

ことしに入ってからの見学・参拝者は何と九百八十七名と聞いております。一億国民が洗脳されていたあの忌まわしい戦争の時期に、戦争は罪悪であると言いつつ、そして彼我の命の大事さ、不殺生、これを唱えて訴え続けた彰元師を、町としても、師の行動をPRし、そしてまた顕彰し、そして目立つところに案内板を立てたらどうかと、あるいは記念碑を立ててはどうかというふうな考えますが、町長はどう考えられますか。

二つ目です。観光案内所をもつと目立つところという問題ですが、平成十九年十一月十八日、JR垂井駅北口西広場に、垂井町街角案内の会、垂井宿の歴史と文化を守る会、そしてサイクリ

ング協会など三団体の会員と町民の有志によって、無償ボランティアによる活動が始まりました。毎週土曜日・日曜日・祝祭日に開いていると聞いていますが、その活動実績は町としてとらえておられますか、どういふふうか教えてください。特に、訪れる人、それからサイクリング協会の自転車を貸し出しているその数、わかっておいたら教えてください。

町の行政としても協力し、いわゆる住民との協働事業の一つとして、また観光事業の実践的な場として、その発展が期待されていますが、今後が楽しみです。ですが、問題点があります。一つは、あの案内所ですけど、電気がとれなくて大変難儀をしている。隣の人といいますが、近所からお借りをしていると。それから屋根が鉄板ですからとても暑い。したがって、夏の案内には、あそこにおつてもらうボランティアの人が大変苦慮してみえるといいますが、暑くてかなわんということですね。何よりも駅のところの目立つところだと思います。駅をおりてきますとこちらに案内所がありますよということを書いてありますけど、やっぱりちょっと正面でないで目立たない。観光事業を大々的に今後やるうとすれば、やっぱりこういうものはお客さんにすぐ見えるところといひましょうか、目立つところに建てたらどうかというふうに提案しますが、さて、どういうふうに町は考えられるか、ぜひ英知を絞ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

三つ目ですが、住民自治基本条例（仮称）の策定と今後ということについてお尋ねしたいと思います。私の意見もちょっと入りますけれども。

「住民参加のまちづくりを」「行政と住民の協働でつくる垂井

町を」、こんな願いで始まった条例策定の作業。この十二月、町長に答申をする計画の予定でございましたが、どこまで進んでいるのか。こういうふうに書きましたけれども、実は、五日に出されて、六日の朝日新聞やほかの新聞にも出されておりますので、そういう意味ではわかったわけですけども。さて、その中で、作業の実態はどうであるのか、いわゆる策定委員会の作業はどう進んでいるのかその中身について、進め方はどうだったのか。策定委員会の回数はどうか。また、気になります報酬はどうなのか。そのほか町としてつかんでおられることをぜひお知らせ願いたいと思います。

次に、この策定された条例案、その条例について、この条例をどう生かしていくのかということについて、町長のお考えを改めて聞きたいと思います。私はこの基本条例、以前からつくれつくれと言ってきましたが、やっとできて、これから、町長に答申されましたから議会に諮られることになると思います。そこで私は提案をいたします。感想もありますが。

策定委員は十九人なんです。十九人の委員の姿勢について、私はしばしば傍聴いたしましたので、その感想ですけれども、一口に言って極めて積極的で、頭が下がります。いわゆる行政が提案して組織する、いわゆる協議会とか審議会とか、こういう策定委員会というのは幾多あったと思いますが、こういう熱心な討議は初めてではなかったかと思えますね。特に公開ですから、まさに垂井町が変わる、その節目にあるんだなというふうには私実感を感じました。感心をいたしてもあります。これこそ今後の垂井町のまちづくりの進む方向だというふうに思います。

そこで改めて、そういう場合に、条例がそれに生かされると思いますが、この重要な事業について、このパターン、すなわち策定委員会のようなこういうパターンを中核にしてはどうかと思えます。すなわち、会議は公開制、委員は充て職を廃止する。一般住民の参加を公募する。それから専門家を加える。情報は必ず公開する。終わってからではなくて、中途にも進捗状況を公表するということでしょう。それから広く住民の意見を聞く。これは今度もやられますね、パブリックオピニオンですね。そのほか、パブリックオピニオンだけでなく、いろんな、今度の策定委員会もそうですが、委員会だけで何回行われたかちょっとお聞きしたいんですけども、三十数回と聞いております。延べ時間にすれば百時間に及び委員会だったと思いますが、それプラス、各団体からの意見聴取。そして、私も何回か参加しました地域ごとの意見交流会。本当に熱心ですよ。まちを本当に変えるぞという意気込みなんですよね。そういうふうに思いますが、必ず住民の意見、パブリックオピニオンを設けるということも大事だと思います。

それから委員の報酬、まだ答弁をいたしておりませんが、私の意見では、こういうふうな熱心にやられる委員の方に無償というのはいかにもというふうに思います。報酬、有償であったのかどうか、再度そういう意味ではお聞きしたいと思います。

さて、そういうふうになりますと、答弁にもこれからあると予想はしますが、緊急の事業、重要な事業という、例えば下水道事業の見直し事業、それからエコドーム、エコパーク、今、着々と進みつつありますが、その問題。あるいは幼保一元化が急務と

言われますが、この問題の取り組み、こういう重要な緊急事業について、その取り組み、これを、先ほど言いましたようなことでこの条例をフルに使って今後進めていただきたいと思えますが、その辺はどう考えられるかお尋ねしたいと思います。

なお、彰元さんの問題で、これがサンデー毎日の記事です。それから、ついでに言いますが、「戦争は罪悪である」という、こういう冊子ができております。これは宗教的な真宗大谷派の東教区の作品で、なかなかいいものです。読んでいただくといいかなど。さらに、こういうものができました。「頑固なお坊さん」という、こういう漫画調の読みやすい本も出されております。

いずれにしても、町外の方が彰元さんについてのPRを一生懸命しておられます。これにこたえるためにも、町に頑張ってもらいたいと思います。ちょっとつけ加えました。よろしく願っています。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の御質問にお答えをさせていただきますたいと思います。

まず一点目の竹中師の件でありますけれども、私も町長になってすぐのときに彰元忌のお誘いがありまして、明泉寺へお邪魔して、初めて竹中彰元師の業績を知ったところであります。事ほどさように、まだまだ地域の方にはなかなか、その当時、活動がわかっていなかったというところがあります。平和を求める心、大事さというものを訴えるには格好の教えではなかったかというふうに思いますが、これを顕彰することにつきましては、やはりそ

それぞれいろんなことがありますので、その思いというものをまた後ほど担当の方から述べさせていただきます。

私の方からは自治基本条例について少しお話をさせていただけたらというふうに思います。

今お話がありましたように、去る十二月五日に、垂井町自治基本条例策定委員会の鈴木委員長から、「垂井町まちづくり基本条例」という名称で町に対して条例案の提案がなされました。何回かの策定委員会、あるいは自主学習会、あるいは各地区へ出向いての説明会と、まさに、策定委員の方はもとより、多くの住民の方の御協力をいただいて、この原案ができたことに心から感謝を申し上げます。

この条例の策定に当たって、冒頭で私は委員の皆さんに、地方分権が進んでおる中で、自主的にこれから垂井町を運営していくために必要な条文である、あるいは個人の思いというものがいろいろ複雑になってきた、個人のニーズがいろいろ多岐多様にわたっている中で、それを補完していくためにやはり条例というものが必要ではないかという思いで、自治基本条例の策定に向けて皆様の英知をいただきたいという話をさせていただきました。これを受けて、委員会の結論として、その議論の中で、協働というものを軸としたまちづくりのルール化がこの条例の中に示されておるところでございます。住民、議会、行政、それぞれの役割というものをしっかりと認識しつつ、それぞれが協力してまちづくりを進めていく方向性がこの中に示されているものというふうに思っております。

この条例の特色といたしましては、具体的な協働の場としてま

ちづくりセンター、あるいはまちづくり協議会の設置というものがうたい込まれております。今までもいろんな施策を進めていく上で、いろんな形で住民の方に情報を開示し、あるいは一緒に議論をしてきたところでありますけれども、これからさらにその情報の共有の理念が前面に打ち出されることによって、町政におけるまちづくりの進め方が大きく変化してくる内容であるのではないかとこのように思っております。これから、いただきました原案をしっかりと精査した上、町の条例案として議会にお諮りすることになります。具体的な部分については、条例をお認めいただいた後、施行までの間に詳細な制度設計に入っていくことになるうかと思っております。

この条例案の使い方ですが、これは委員の方にもお話をさせていただきましたいただきましたけれども、これをつくったなら終わりということではなくて、このまちづくり基本条例をいかに使って、住民の役割、議会の役割、行政の役割、それぞれを認識しながら携えていくか。その中では、当然、改正する部分、あるいは手直しをする部分も出てくるかというふうに思いますが、最終的には、だれもが満足していくまちづくりを一緒に思っています。ですから、つくったから終わりではなく、これから使いこなしていく中で、さらなるよりよい条例にしていきたいという思いで、この条例をまた皆様に提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

細部の点につきましては担当から補足説明をいたさせます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 十二番議員の御質問の一番、二番についてお答えをさせていただきます。

一番目は、竹中彰元師を町として顕彰し、案内板を立ててはという御提言でございます。

議員より、ただいま竹中彰元師の生涯についてる御説明をいただきました。まさに偉人の業績である、時代に迎合せず、戦争のおろかさを主張した気骨ある精神はだれもが称賛するところでございます。また、着目されている今こそ、引き続き心ある方々により師を顕彰し、業績を語り継いでいただきたいと願うところでございます。そういったことから、御提言の案内看板や碑につきましては、宗門の方や、あるいは心ある方たちにより対応いただきたいと思うところでございます。

なお、観光行政の所管であります産業課といたしましては、寺院名を一つの目標地として、パンフレット、あるいは地図等に明記することはやぶさかではございませんので、御理解を願いたいと存じます。

次に二つ目の、観光案内所の活動実績及び案内所を目立つところというお尋ねでございます。また、御要望でございます。

本案内所は、議員申されましたように、平成十九年十一月十八日、JR垂井駅北口西広場に開所し、街角案内の会、垂井宿の歴史と文化を守る会及びサイクリング協会の会員や町民有志による無償のボランティア活動として、行政と住民との協働事業の先駆けとして取り組まれ、情報発信拠点としての役目を全ういただくなど、町の観光行政の一翼を担っていただいております。改めて感謝

を申し上げる次第でございます。

お尋ねの活動実績でございますが、開所日数は十一月三十日現在で延べ二百四十日、毎週土曜・日曜及び祝祭日限定で開所いただいております。来所者数はこれまで三千二百五十三名、一日当たり十三・五五名、年度別では平成十九年度は百二十九名、二十年度は千二百九名、二十一年度は千九百十五名で、本年は一日当たり十七・二五人となっております。また、自転車の貸し出し台数は三百五十九台で、その内訳は、平成十九年度百十五台、二十年度九十二台、二十一年度は百五十二台と報告資料をいただいております。

なお、主な行き先といたしましては、竹中氏陣屋跡、禅幢寺、竹中彰元師の生家である明泉寺、南宮大社、朝倉山真禅院などで、最近の武将ブームの影響か、来町される若い女子学生は貸し自転車竹中半兵衛に関する史跡めぐりをする方が多数あると伺っているところでございます。

次に、問題点として御指摘の電気と暑さ対策につきましては、案内所に詰めていただく方が過ごしやすくということは大変重要なことでございますが、まだまだ仮の場所でございます。しばらくはよしずなどで暑さ対策をさせていただくなど、違う方法で支援をさせていただければと思っております。

また、案内所は駅の正面でないから目立たないとの御指摘でございます。設置場所につきましては、当時十分協議をさせていただきました。土曜・日曜また祝日のみの開設で常設ではないことから、駅周辺の現在地に設置した経緯がございます。当面、現状のままをお願いしたいと考えております。

なお、今後目立つところへというような具体的な話になってまいりましたら、常時開設を含めた中で協議をさせていただきたいと存じますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 十二番議員の策定委員会の作業の実態につきましての御質問にお答えいたします。

これまでに策定委員会といたしましては、策定委員会並びに自主学習会、また周知運動グループなどのグループ会議を開催するほか、講演会を開催し、また町民アンケートを実施してきたところでございます。そのほか各種団体の意見交換会や、各地区に向きまして各地区の意見交換会を実施してきました。これらにつきましまして、広報たるい、また町のホームページの方にも掲載しているところでございます。

次に、策定委員会の回数でございますが、この十二月五日に第十三回の策定委員会が開催されたところでございます。現在、十三回、開催してきたところでございます。

また、報酬の件でございますが、基本的には委員さんへの報酬はお支払いしてございません。今年度の予算で報酬費の中に委員さんへの報酬を予算化しておりますので、最終にお礼の品物をお渡ししたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御答弁、ありがとうございます。

再質問、要望も入りますけれども再質問したいと思いますが、彰元さんの顕彰については、彰元さん自身が竹中半兵衛とのゆかりがありまして、そういう意味では、岩手の入り口といいますが、あの辺のいわゆるバイパスのところに竹中半兵衛さんの大きな像はありますが、ぜひあその辺に看板をとということが一つ。

それから碑は、明泉寺の山門に「戦争は罪悪である」という石碑が立っていますけれども、そこでもいいんですが、何か業績を、業績といいたほうがいいなあと思いますが、先ほどの答弁めてつくっていただけるといいなあと思いますが、先ほどの答弁でいいかと、宗門の方、あるいは心ある人、そういう人たちにも呼びかけてつくりたいというようなことを今言われましたが、ぜひそこを、町としても場所も含めて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、当然ですが、十月二十一日が命日です。何らかの形で、広報ということもありますが、ぜひ毎年その辺をPRしてほしいし、それにちなんだ御意見とかそういうものも載せるような、そういうPRの仕方も工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目、観光案内所の問題は、先ほども常設でないのということですが、それはそれで三つの団体も含めて承認をしておこなったわけですから、当面はやむを得んかもわかりませんが、あの垂井駅前、今、近鉄の観光案内所がありますが、あの西手、

駅をおりてきて向かって左手ですが、タクシーベイがあります。あその辺は町有地なのかどうか、ちょっとその辺もできたらお聞きして、行く行くはあそこにといいふうに私自身は思っているんですが、どうでしょうか。

それから策定委員の内容ですが、無報酬だと聞きました。委員長さんも無報酬でしたでしょうか。後で終わったところでお礼の品物をといて話を聞きました。これは、例えばごみ減量化の廃棄物減量化推進委員の場合でも、悪く言えば、この策定委員からいけば何十分の一、何百分の一しか動いていないけれども、お礼の品はちゃんと渡しておられますね。そういうふうだと、質は違うわけですね。これからもそうですが、町民との協働のまちづくりをしようとする、いろんな人が出かけてきてくれます。みんなで盛り上げて垂井町をつくるわけですから、その都度お礼とか、あるいは報酬というのは、それはできませんかもわかりません。でも、やはりお互いに、忙しい人は、働いている人はそういう仕事をしなくてもできないという人もいます。それにかわってやってもらうわけですから、お礼はもちろんなことですが、その辺もちょっと考えたらどうかなあというふうに思います。

いずれにしても、そういう意味で、ちょっと答弁がなかったんですが、住民基本、いわゆるこのまちづくり基本条例にのっとってやるからそれでいいんじゃないかというふうに言われればそれまでですが、本当に気になります。下水道の問題もそうですし、それからエコドームを検討中ですが、この立ち上げていく、あるいはそれからさらに見守り発展させていくためにも、委員といたしまして、そういう専門の人も含めたそういう、今度というと

策定委員のような、協議委員といたしましてどうか、検討委員会といたしまして、そういうようなものをもう一度考えて、拡充するとか、あるいは、先ほど言いました充て職を廃止するという問題についても、ぜひ御答弁を願いたいと思います。

観光案内所の暑さ対策については、今ちょっとはつきりしませんでした。屋根だけでもかえるとかというふうにしてというふう

に思いますが、御意見を聞きたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

竹中師の表彰、顕彰に関してでありますけれども、先ほど申しましたように、その理念というのは非常に素晴らしいものがある。それはだれもが認めるところだと思えますが、やはりこの碑とかそういうことになりまして、やはり特定宗教法人の顕彰ということにつながってまいります。そういった部分で、やはり行政が正面に出てこれを進めていくのはなかなか難しいところがあるうかというふうに思います。先ほど担当が申しましたように、顕彰会をつくっていただくなり、あるいは有志の方で対応していく、その部分での応援ということになれば、当然行政としても考えられる話ではないかなあというふうに思っておりますので、理念と実態の部分は違うということは、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、私の方では、住民自治基本条例にかかわっての今のエコドーム等の運用ということでございますが、まさに今、エコ

ドームなんかは住民の方にもいろんな意見を求めながら、あるいはこれの前段となりますごみ袋のことに関して、環境問題として広く住民の方にもいろいろ意見を求めながら進めてきた。まさにこの根底にある精神というのは、まちづくり基本条例にうたわれているものかというふうに思います。ただ、今、策定委員会がやった方法、この条例をつくるための策定委員会がやった方法すべてに当てはめるということではなくて、やはり基本理念を踏まえながら、それぞれのケース・バイ・ケースの中で、よりよい形をつくっていくのが、そういう方向性だと私は認識しております。すべてを同じやり方ということでは、やはりどうしてもスピード感というものも出てくる場合もありますし、それに応じたケース・バイ・ケースでの対応というものも必要になってくるんじゃないかなあとというふうに認識はしております。

細部につきましては担当から補足をさせます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 十二番議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

一番目の、竹中彰元師に係ります看板、碑については、ただいま町長が答弁いたしました。産業課所管といたしまして、この師に関する例えば行事等がございましたら、行政が支援できるということでは、マスコミ等にも情報も流していきたいと考えております。

また看板についてですが、先ほど御答弁させていただきましたが、町がその寺院名を表記するということが、現在、菴菴記念館

前の看板の修正も行ってあるわけですが、新たに寺院名も明記するような形で対応させていただきたいと考えております。

二つ目の観光案内所の件でございますが、この観光案内所、町の実施事業ではなくて、団体からの要望といえますが、町と協力する中でという形で進んで行っていただいている事業でございます。先ほども申しましたが、暑さ対策といたしましては、仮の場所です。今年度、よしず等も貸与させていただきました。また御相談の中でいいような方法がございましたら、できる範囲で対応させていただきたいと考えております。

また、議員申されました近鉄の旅行案内所の西ということでございますが、その場所は町有地ではございません。目立ったところということですが、先ほど来申し上げております、週二回ぐらいの例えば常設でロータリー内にございまして、一般のお客さんや通勤の方等が見られますと、いつ見ても閉まっているような感じで、イメージ的にもいかかということ。現在のところに落ちついたところもあるかと思っておりますので、御理解を願いたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 十二番議員の再質問の、策定委員会の委員長の報酬はとの御質問でございます。

委員長の報酬につきましては予算でもお認めいただいております。この委員会の開催回数等を考慮しましてお支払いをしたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 十二番議員の再質問の中の充て職の関係につきまして、補足で御回答させていただきます。

私も実は自治基本条例の策定委員会のメンバーの一人でありまして、先ほど答弁の中では委員会は十三回ということでございますけれども、実はそのほかにも、夜、多々、自主学習会として委員が集まりました、その中でいろいろな議論を交わしてきたという経緯がございます。今回、審議会等のメンバー構成につきましては、そのような議論の中で確かに公募による住民を含めるという議論は出てきております。ただ、しかしながら、必ずしも、先ほどの町長の御答弁にもございましたけれども、必ずしもそのやり方だけがすべてではないというようなお話もありまして、今回の条例案の中では公募による住民を含めるよう努めるといことと、それからそのほか、男女、年齢層などの均衡を図る、こういったような内容が案として盛り込まれております。そのような形で、その範囲内に沿って検討していくことになろうかというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 今回、議長にお認めいただきましたので、通告に従いまして質問の方をさせていただきます。大変住民に生活しやすい環境の場を与えていく大切な場所でございます。そうした観点から、住民の健康と福祉について全般にわたります御質問の方をさせていただきます。

町民が安心して暮らすためには、健康と福祉が最も重要であることは言うまでもありません。健康福祉課はまさにその中核に位置をし、重要なセクションであるというふうに思っています。まずは健康福祉課長にお聞きいたします。

健康福祉課の中にあつて、町民にとって健康な暮らしを実現するための拠点は保健センターであります。保健センターでは、母子手帳の交付から育児不安を抱える妊婦の相談事業、乳児や小児健診、予防接種、成人においても各種検診や個々の保健指導など、高齢者も各種検診や相談事業、また栄養指導など数々の健康にかかわるメニューが盛りだくさんあります。まさに生まれてから死を迎えるまで、健康に暮らしていくための大変重要な役割を果たしております。これらそれぞれの内容をほとんどの町民がすべてを周知しているわけではなく、成人対象の検診など受診率が低いものも多く見受けられます。なぜ受診率が低いのか。どのようにしたら上げられるのか。お知らせの仕方が問題なのか。どのようにお知らせをしたらよいのか。来られない理由が、知らなくて来られないのか、知っていても来られないのか。では、来られる日はいつなのかなど、突き詰めて想定されるあらゆるケースを検証しながら分析していく必要があると考えます。このことは、これまで多くの議員が質問をされてきましたが、明確なお答えがなかったように思っております。

さりとて、明確なお答えがないまま見過ごしておくことはできません。検診などの受診率を上げるための周知方法やその活動には、特効薬のようなはっきりとした答えはないと私も感じております。しかし、これまでのようにセンターで待っているだけ、ホ

ームページ、広報たるいの情報発信だけでは何も変わらないように思います。もっともっと地域に向き、地域に浸透していくことが重要になってきます。その機会は現在でも数多くあるように思います。例えば乳幼児であれば、子育て支援センターや子育てサロンなど、高齢者であれば各地区のいきいきサロンや各公民館での福祉講座など、成人対象では各種イベントやスパー、街頭での健康に対する意識啓発を高める工夫を凝らしたチラシの配布などが上げられると思います。では、この垂井町で今年度、いつ、どこに出向き、どのような方法で住民との接点を持ち、広報・PR活動をされたのか、お聞かせください。また、公民館活動を含め、各地区において健康をキーワードに行われている活動をどのように支援をしておられるのかお答えをいただきたいと思います。

次に、健康福祉課内にある地域包括支援センターの役割と社会福祉協議会のそれぞれの役割、また互いの役割の分担についてお聞きをいたします。

地域包括支援センターでは、町内における総合福祉の窓口業務を行い、福祉全般の実態把握や介護予防とその相談・支援、また介護事業者との連携を図るべく支援等大変幅の広い事業を行っております。まさに介護・福祉の総合商社のような役割を担っております。

また、社会福祉協議会では、垂井町で行うべき福祉啓発・普及事業の多くを展開しております。福祉大会などのイベント事業や福祉ボランティアの掌握と連携、ボランティアセンターのような機能も含めまして、それと、ふれあいサロンなどの活動支援、こうした事業は今年度策定された地域福祉計画の中にある基本的な

取り組みを中心に行っております。この計画にある基本目標「支え合いの人づくり」「支え合いの仕組みづくり」「支え合いの場づくり」などと、多くの項目は社会福祉協議会がこの事業主体となっており、行われておられるように思います。

また、社会福祉協議会には、さきに述べた福祉事業のほかに、介護事業者としてのもう一つの側面があります。そして、このように、ある部分異なる側面を持った事業体と同じスペースの中に混在しております。おおむね人員の共有が図れるという面においては人員削減につながっており、指定管理者となっており、デイサービスセンターや生きがいセンター、けやきの家など、それぞれの施設が異なる場所に点在しているという矛盾も抱えておられるように思います。その点についても、福祉課長はどのように考えておられますか。

また、このことは福祉施設の整備計画にもつながってくることで、中川町長にも同様にお聞きをいたします。今後を見据えて発展的に考えれば、将来は総合的な福祉施設の建設も検討に値すると思っておりますし、現在点在する関連施設の移転など、集約化した中で総合的な機能を持たせていくことも考えられます。これらのことは、住民福祉向上のためには今後検討が必要になってくる課題だと思っておりますので、中川町長の中・長期的なビジョンをお聞かせいただき、当面の課題改善をどのようにされるのか、さらに、現在棚上げ状態となっている温泉の活用は、健康福祉増進を目的とした温泉施設などもあわせ、今後の健康福祉事業をどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

さて、地域福祉計画の中で、住民意向調査の結果に、地域福祉

を増進するために必要なことの第一位に地域ごとの福祉活動の拠点づくりが上げられております。支え合いの場づくりの中にも拠点づくりの推進が書かれております。地域ごとの拠点とはどのようなものを想定されておられるのか、またどのような団体が運営主体にふさわしいと考えておられるのか。私が考えますところ、これらの運営にかかわるのであるう昨年度に各地区で発足した「ささえあい連絡会」があると思っております。ささえあい連絡会の役割と存在意義、連絡会の今後の事業のあり方、この拠点との整合性をどのようにしていくのか。また、各地区の拠点をどのように掌握し、この連絡会を支援・指導するのは健康福祉課であるのか、また社会福祉協議会なのか。いろいろな課題が噴出してくるように感じております。これで地域福祉計画が成果あるものにしていくのが、大変に心配するところであります。これらについても町長と健康福祉課長、お二人にお尋ねをしたいと思っております。

本来、住民にとって相談窓口は保健センターであり、地域包括センターを含む健康福祉課、そして社会福祉協議会、その他出先機関にそれぞれあった方が便利で都合がよいものと考えますが、そうなることやほりたらい回しにならないかというふうなことも懸念され、十分に気をつけていかなければいけません。それぞれの機関が協力し合い、連携をとっていくことが最も重要であることを十分に認識をしながら、それぞれの施策を展開していく中で、風通しのよい環境づくりを相互補完し合う関係をつくり上げていくことこそが、まさに健康福祉課の今なすべき役割であると考えます。そのための改善策を講じていく必要があると思っております。ある程度時間をかけ、内部協議や社会福祉協議会との調整を

図りながら、どのような改善策を進めていかれるのか、中川町長、また健康福祉課長のお考えをお尋ねいたします。

人間は老いから逃れることはできません。保健センターで年齢相応の健康を維持するために相談をし、適切な指導・支援を受けながら、時間と心に余裕のある時期にはボランティアをしながら、社会福祉協議会などを通じ仲間をつくり、介助・介護が必要となつたときには地域包括支援センターなどに相談し、個々に合った支援を受け、できる限り地域の中で自立した生活が送っていただけるような生活スタイルを住民の皆さんとともに考えていく基本的な施策が本町に必要なというふうに考えております。これまで先進地の事例を研究し、新しい視点から健康と福祉について考え、それぞれの機関が行うメニューをPRし、住民とともに歩んでいくことが必要なのかもしれません。これら幾つかの点についてお尋ねをいたしました。町民にわかりやすいお言葉でお答えしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十五分といたします。（午前十時二十七分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時四十五分）

引き続き一般質問を行います。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

住民の健康と福祉全般についてでございますけれども、私の方からは、福祉施設の集約に関する部分、温泉のことも含めまして、

それから社会福祉協議会と町の福祉行政のかかりについて、少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

福祉施設の統合につきましては、四、五年前になりますか、福祉のまちづくりのワークショップを開催して、多くの方に福祉に関する討議をしていただいた経緯がありました。その中でも総合福祉センターというような話が出てまいりまして、当時いろいろと考えたところでもあるんですが、こういった総合的な福祉施設というものは、行政の運営をしていく上で効率的にも非常に大きな魅力があるものだというふうに認識はしております。ただ、先ほどから申しますように、今のこういった経済が非常に厳しい状況の中で、やはりこの施設そのものもかなりの費用がかかる建築物になるのではないかなということを思っております。まだ内容等についてもこれからまた詰めなければいけない部分も当然出てまいりますけれども、現状においては、こういった総合的な施設の建設というのはすぐには難しいという認識をしております。

一方で、これから幼保一元化等、何とか進めていきたいという思いでございますけれども、そういったときに、当然、空き施設等も出てくるわけで、そういったものも有効に活用していく場として使っていけるんじゃないか、有効な施設として活用していきけるんじゃないかなというようなことを思っております。そういった部分で、福祉施設の整備につきましては、やはり現状の形を追求しながら福祉の展開を考えていきたいというふうに考えております。もちろんその施設の内容とかが使い方、あるいは整備内容につきましては順次手を入れていく必要があると思っておりますけれども、大がかりな集中的な形のものというのは当面難しいのではない

かなというふうに認識をしております。

もう一つ、その温泉の利用ということでありますけれども、健康・福祉増進ということもありますし、観光面、ある部分観光誘致という部分もあるうかと思えますけれども、温泉を利用してその医療費が下がるという話も一方にはあるわけでありましてけれども、これも確たる数字というものがなかなか出てきていないのが現状であります。住民の方からも、やはり温泉施設を利用したいという声もいただくところでもありますけれども、町におきましても、本年度の当初に現存の施設を利用して温泉水を使ってというようなことも考えておりましたが、要するに改良だけでもやはり二千万円から三千万円ぐらいの費用がかかるということで、この非常に財政の厳しい中で保留をかけたというところでございます。やはり、今どうしてもやらなければいけないかというところ、ちょっと少しそこら辺は優先度合いが下がってくる施設ではないかなというふうに思います。ただ、一方で、いろんな地域での事業者等が、前にも少し開発行為の中でも事業者がおふるの施設をやりたいというふうなお話があったときに、朝倉の温泉水を使ったかどうかというふうなことも提案がありました。今後やはりそういった形で有効利用したいということがあれば、喜んでこれらも使いながら、それを町民の人にも有効に利用していただく方策というものを考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、いずれにしましても、今、町が単独でそういった施設をつくって運営というのは非常に難しい状況にあるという認識を持っております。一方で、温泉水を、何とか今出しておりますので、これを有効に活用していく方法というものを今

模索してある状況ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

さて、社会福祉協議会と町の行政のかかわりでありますけれども、やはりこれは緊密に、行政の方がいろんな総合的な窓口を受ける部分とすれば、社会福祉協議会は実戦部隊といえますか、まさに現場に出向いているんなことをやっている、まさに表裏一体の中で町の福祉行政を支えておる大事なパートナーという認識であります。こういった中で、昨年度、地域を、要するにこれからの福祉ということを考えるときに、地域の支え合いというものが大事であるという認識のもと、県社会福祉協議会の肝入りで、垂井町においても各地区に、七つの校区にそれぞれささえあい連絡会がつけられました。これからの高齢者社会、あるいは地域コミュニティということを考えるときに、やはり地域での支え合いというものが大きな役割を担ってくるものだというふうに思っております。このささえあい連絡会の運営主体といえますか、実際の主導というのは社会福祉協議会がするわけでありませうけれども、これを側面的に支えていくのは行政の大きな仕事であるというふうに思っております。そこから辺りまく連携をとりながら、より緊密に連携をとりながら、ささえあい連絡会だけに限らず、今の福祉行政の推進に当たってはうまく連携をとりながら当たっていきたいという考えでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

保健センター、あるいはその他細部につきましては、担当課から補足説明をいたさせます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 一 議員の御質問のうち、保健センターの活動関係等が主になるかと思えますけれども、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、保健センターの受診率についてお話がございましたけれども、母子保健事業、これは子供さんに対する四力月児健診でありますとか十一月児健診等でありませうけれども、そういうものについては健診率は高いというふうに思っております。ただ、健康増進事業のうち特に各種がん検診につきましては、今まで以上の積極的勧奨が必要であるというふうな認識はしております。受診につきましては、家族調査票による検診希望調査及び申込書におきまして、各種がん検診でありますとか三十代健診を希望された方に受診票をお届けし進めているところでありますけれども、事前申し込みされていない方も受診希望されれば随時受け付けもしております。今後、より分析を行いながら、受診をしやすくするための受診の機関でありますとか受診場所、あるいは検診時間などの検討は必要になってくるものと思われませう。より受診しやすい方法、あるいは環境づくりを考えていきたいというふうに思っております。

検診の重要性につきましては、前年度の検診の検査結果により、がんや他の疾患の発見などを広報でお知らせしてきたところでありませうけれども、機会あることに周知するのはもちろんであります。議員御指摘のように、こちらからあらゆる機会をとらえて出ていく姿勢が必要であると感じているところであります。

御質問のことしの地域での活動状況についてでありますけれども

も、母子保健事業では、ゼロ歳児が入所しております垂井東保育園、垂井北保育園、表佐保育園に毎月出向きまして、園児の健康状態の把握でありますとか、お母さん方からの健康相談を行っております。また、私も福祉部局と連携しまして、個別のケース会議を実施しております。その他、乳児訪問としまして、健診などでの経過観察の子供さんへの訪問活動も実施しているところでございます。また、来年度は母子保健推進員さんの協力を得まして、こんにちは赤ちゃん訪問事業という新しい事業でございますけれども、保健師がバックアップしながら、誕生された赤ちゃんの御家庭を全戸訪問する計画をしているところであります。

また、健康増進事業では、毎月、保健センター、老人福祉センターで健康・栄養についての相談を行っているほか、ことしが二年目になりますけれども、特定健診の結果を受けまして個別の健康指導を行い、生活習慣病予防の運動セミナーを勤労青少年ホームで実施したところであります。その他、本年度は西濃保健所の協力を得まして、食育連携事業として、保健所が事業所に出向き、生活習慣病予防対策でありますとかメンタルヘルスの健康教育を行っているところであります。

また、地区活動への支援につきましては、食生活改善協議会の協力を得まして、介護予防事業の一環として老人クラブの方に、低栄養、口腔ケアの大切さを通じた実習を実施しているところでもあります。

保健センターは、住民の方の健康の保持と増進を図るため各種事業を展開しておりますけれども、より地域の方に親しまれるセンターを今後とも目指していきたいというふうに思っております。

また、社協との関係につきましては、町長の方からも説明をいたしました。行政と社協との関係といえますのは車の両輪の関係でありますので、互いに連携・協力、補い合いながら進めていくということは重要なことだと思っておりますので、今後ともそれぞれの立場で実施をしていきたいというふうに思っております。また、御質問の中で地域福祉計画のお話ございましたけれども、この地域福祉計画は行政計画ではありませんけど、地域住民や地域の組織、あるいは団体など地域ぐるみで取り組む計画でございますので、さまざまな方のかかわりを期待しているところでございます。

健康・福祉にかかわる機関の相互連携についてでありますけれども、それぞれの役割がある中で、一概にとらえられない部分もありますので、日ごろの連携は重要であるという認識はしております。議員もお話しされたとおり、各機関が連携・協力し合い、その認識をしていく中で、それぞれの施策を展開していくというような関係というのは当然でございますので、これからも事前の協議でありますとか、あるいはケースごとの情報交換などを通じて、住民の方により適切な対応がとれるよう進めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 肝心なところのお答えがなかったかなというふうに思っておりますが、まず地区、地域での拠点づくりという部分について、非常に全くに近い形でお答えがなかったのかなと

いうふうに思っております。これは、一体何を指して、どんなふうに運営していくのかということがやっぱり非常に重要になってくるというふうに考えます。

それと、ささえあい連絡会自身の組織、またそこに持つ力、組織力というようなものについても、本当に実態を把握しておられるのかなあというようなことを私自身は危惧しております。その点についても、今後、その拠点づくり、それからささえあい連絡会、そうした組織と、これが合致しながら行かなければいけないのに、そういったことに全く触れられない御答弁だったかというふうに思っております。核心の部分やはりきちっとお答えいただいた上で、今後とも福祉にかかわる施策を進めていただきたいと思っております、その点についてはしっかりとお答えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 一番議員の御質問で、ちょっと私の方もお答えが漏れていた部分がございます、大変失礼いたしました。

支え合いの場づくりの拠点づくりについてでありますけれども、福祉計画の中ではふれあいサロン等も入っております。推進をしていくというようなことで、ですけども、議員お話しのようにやはりささえあい連絡会がそのような役割を担ってなければいいうふうに思っております。まだ昨年発足したばかりでございますので、今後、各地域に根づいたものになっていければ、これから

の福祉活動の中心として期待してまいりたいというふうに思っております。

また、この会に携わる部分でございますけれども、事務局は社協でございますけれども、町としても拠点づくりというのは重要だというふうに認識しておりますので、支援はしてまいりたいというふうに思っております。

議長（衣斐弘修君） 四番栗田利朗君。

〔栗田利朗君登壇〕

四番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

下水道に関するアンケートについてであります。

本町では、十月一日現在、垂井町にお住まいの方を対象に下水道に関するアンケート調査を実施されました。垂井町にお住まいの方を対象にとりましたが、どこまでの範囲の対象ですか。

市街化調整区域約千五百世帯にアンケートを出されたと聞いています。しかし、市街化調整区域の中でもアンケートが出されていない地域もあり、なぜ市街化調整区域だけ出されたのでしょうか。その意図とするところは何かお尋ねします。

下水道事業の認可区域にまだなっていないすべての区域（全世帯）に出すべきではなかったのではないのでしょうか。

今回のアンケート調査の配布後、住民の皆様からは毎日と言ってよいほどたくさんのお意見や問い合わせがありました。「アンケート調査などする必要がないのではないか」「当初の計画どおり実施していけばよいことである」などの声もありました。私がお聞きした当初の計画とは、平成四年に「全町丸ごと下水道」とい

う構想を打ち上げられました。当初は人口三万三千人まで増加も見込んでの事業で、費用も約二百八十億円ぐらい必要だろう、そして表佐地区から始めて末端の北部の方は数十年かかるといいう話でした。数十年も待ち切れないから、とりあえず合併浄化槽で進め、最終的には公共下水道につながるという約束ごとに基づいて始まったと聞いています。

また、一部の自治会長の方々からは、自治会に一言の話もなく突然アンケートが出されたことに対して、非常に不満である。しかも、十一月十一日に各世帯に届いて、十一月三十日までと短期間に回答を投函してくださいということは早急過ぎる。たかがアンケートだからと思われても、地域にとつては大事な問題であるなど、多くの意見が出されました。

公共下水道事業の普及されていない世帯（区域）に、平成十三年四月一日から浄化槽法によって、トイレの改修、修繕、新築等は合併浄化槽にすることが法律化されました。しかし、垂井町においても、合併浄化槽設置の世帯は少ないと思われれます。まだまだ単独浄化槽の世帯が多く、くみ取りトイレの世帯も少なくありません。生活雑排水もどうなされているのかなど、実態調査をなされたことがありますか。合併浄化槽設置の世帯は何世帯あるのか、単独浄化槽設置の世帯が何世帯あるのか、くみ取りトイレの世帯が何世帯あるのか、そういった調査をなされてから今回のようなアンケートを出された方が、より効果的ではなかったのではないのでしょうか。中川町長の所見をお伺いします。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 四番議員の御質問にお答えさせていただきます。

下水道に関するアンケートの御質問でございます。冒頭に住民アンケートの実施に向けまして、三月議会、そして九月議会において同僚議員から御質問いただきました。アンケート実施に向けての方向性を明示させていただきました。その実施に当たりまして、事前に自治会の方々、そして配布漏れ等があったということに對しまして、おわび申し上げさせていただきますと思います。

議員も御承知のとおり、下水道の役割としましては、周辺環境の改善等、そしてまたトイレの水洗化、水質の保全等が上げられております。当町におきましては、議員申されたように、平成四年度、垂井町公共下水道事業基本計画を策定いたしました。平成十三年、処理場の処理方式の変更並びに拡大認可面積の変更等を上げ、そして目標年次を平成三十二年ということを打ち出いたしました。そして、平成十六年度に拡大認可の区域面積の変更、そして全体区域の見直しを行いまして、目標年次を平成三十五年とさせていただきます。平成五年から浄化センターの用地買収等に始まりまして、逐次、下水道関係の関連施設の整備を行ってまいりました。現在、農業集落排水区域を除く区域が下水道計画区域に入っております。市街化区域より順次整備を進めてまいりましたが、今後の調整区域の整備期間のおくれが生じてくる予想がされてくるため、今後の計画、そして認可区域の拡大等の参考意見をお聞きするために、調整区域を中心として御意見を行うということを実施させていただいております。

以前、平成三年に下水道に関する意識調査を全世帯に對しまし

て行いました。以後、基本計画に基づきまして、市街化区域から順次整備を進めてまいりました。しかし、経済の変化等、整備に起因する要因を考えますと、市街化区域から離れた区域の住民の方に再度御意見をちょうだいいたしまして、議会とともに実施計画の樹立に向けて行っていきたいと思っております。

また、意見聴取されていない住民の方につきましては、改めて自治会に對しましてお話をさせていただきますまして、アンケートの趣旨を御理解いただいて、再度發送して御意見を聴取したいと思っております。

第四点目の合併浄化槽の世帯数、そして単独浄化槽の世帯数、くみ取り等を行ってみえる世帯数等につきましては、所管は住民課でございますけれども、かわりまして御答弁させていただきますけれども、十一月末現在で合併浄化槽の設置基数ですけれども、千三百一基ございます。単独浄化槽の設置基数でございますけれども三千百八十五基、くみ取り世帯でございますけれども、これが千四百二十六基でございます。こういう形で下水道に関するアンケートにつきましてはいろいろと参考意見を聞きまして、議会とともに計画に邁進したいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 通告に従いまして一般質問を行います。

副町長の続投はあるのかということに質問いたします。

西副町長が誕生して一年九カ月がたちました。その間、企業誘致課ができ、成果があったのか。あったようにも聞こえます。町

長の強い意思といえますか、熱い思い、少しでも垂井町の改革が進み、職員教育にも改革の芽ができ、できたら逆転ホームランを打ってくれる人、そんな思いで西副町長を迎えたと思っております。

昨年の九月議会で私は、「トップ外交で企業誘致を、促進策はあるのか」と題して質問をしております。そこで副町長は、まず段階として具体的な場所が要る。その場所の選定、開発手法、これら等の順序を踏み、具体的な場所が整い、誘致できる条件が整ってくる、そのタイミングでトップセールスをするんだと答弁されております。どこのまちでも企業誘致には必死で取り組んでおります。我が町でも例外ではなく、町長も企業誘致等、まちづくりに関しては前向きに考えていただいております。あと三カ月で、やり残した仕事というより、副町長の実力が発揮できないまま県に戻られるとするならば、副町長にとっても私どもにとっても残念な思いがいたします。とりわけ企業誘致にかかわっては容易でないことは承知しておりますが、これまで御努力された経緯を踏まえて、何が一番困難であったのか、また今後垂井町の将来を展望して町として取り組むべき課題は何なのか、率直な感想をお聞かせ願いたいと思っております。

次に、副町長に入札指名業者の指名委員長としてお伺いをいたします。

二十年度の決算について。

先月、二十年度の決算審査特別委員会において、二十年度決算は不認定とし、十二月議会の初日に委員長報告をなされたことは御存じだと思います。しかし、本会議において議員六人の反対に

より、決算特別委員会の二十年度の決算審査は委員長報告とは百八十度反対、委員会無視の認定することになりました。垂井小学校南舎・北舎耐震補強工事、この原因のものは入札結果に何の疑義も持たず落札業者を決定したことにあります。しかも予定価格を下回ったのは落札業者一社だけであり、その業者は当初の学校建設に当たり設計をしている業者であります。残り四社は落札金額の倍以上の金額であり、この時点でおかしいと思うか、予定価格漏れを疑うべきであります。その後、その業者は、二棟と思っており見積もりをしたが、南舎においてはエキスパンションがあつて二棟となり、合計三棟であるので追加金額をお願いしたいと言つのであります。自分で設計をしておきながら、実にふざけた話であります。一度請負契約を交わしておきながら、今回のようなことが一般社会で通用していると思われているのか、一点目としてお尋ねをいたします。町民の皆さんから一時預かつていただけの大切な血税であり、町の勝手な判断で自由に使つていいお金ではありません。こういった請負契約が近隣でまかり通つていいのかお尋ねをいたします。

その後、総額の変更契約がなされ、変更金額が多いにもかかわらず、議会への説明も補正予算を編成するなどの対応もしないまま安易な予算流用による変更契約が行われたことは、適切な対応とは言えない。また、委員会審査において、変更金額の妥当性などの質疑に対し明確な回答が得られなかったことにより不認定としたのであります。

決算審査においては、認定か不認定のどちらかに決めることと私は認識しておりますが、今回のような場合は決算審査特別委

員会が決めた不認定が正しくてよかつたのか、もつと審査をするべきではなかつたのか。それとも、六人のグループが結束し、少しくらいの間違いなら認定すべきだと言つて決算審査特別委員会が下した不認定を本会議において覆し認定としたのが正しいのか、傍聴者の皆さん、テレビを見ておられる町民の皆さんが十分理解できるように、議会としても町としてもそれぞれの立場から説明をしていただくことを要望し、質問を終わります。

再質問はいたしませんので、後でまた六番議員がされますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 九番議員の御質問にお答えをいたします。

まず一点目でございますが、いろいろとお褒めの言葉とありますが、激励の言葉をいただき、ありがとうございます。

副町長に専任されてから一年九カ月経過いたしました。その間、ふなれで未熟な副町長であつたとは思いますが、自分なりに垂井町の現状の理解をするように努め、町長の女房役として取り組んできたと思っております。自分の任期は、地方自治法上、四年でございます。もし中途のお話があるとすれば、それは自分の専任のときもそうであつたように、それは人事上の問題というふうな受け取っております。

さて、議員御指摘の企業誘致の関係でございます。この企業誘致の関係を初めとして、町には非常に大きな問題が山積しております。自治基本条例の策定、幼保一元化、ごみ減量化、防災対策、垂井町の懸案は非常に多い中にありまして、特にこの企業誘致の

関係は、私が専任されて以降、いろいろな形でいろいろな方から御意見をいただいていたところでございます。

特に大きな問題点がどこかというような御質問であったかと思えますけれども、私は従来からの考え方に沿いまして、やはり企業誘致というものは、その用地の確保、安価な用地を確保し、これを売却できる仕組みをつくることという点に尽きるのではないかとこのように思います。前の職場においてこのような関係の仕事に若干携わったことがありましたけれども、企業にいろいろとお話を伺いますと、やはりまずはコストの問題であるという関係で、どうしても土地の値段は安い値段をとというようなお話もございます。それから引き続き交通アクセス等の問題が出てくるというお話も伺っております。そういった意味では、いかに安価に用地を確保できるか、そして次に企業のニーズに沿った条件がさらに多数そろえられるかという点になってきております。

今年度の調査事業につきまして、総合計画等を勘案の上で候補地を選定して、順次絞り込みを行うという調査事業を現在実施中でございます。最終的にその用地確保、そしてその進捗状況についてはどんどん進めていきたいというふうに考えておりますけれども、この件に当たりましては、県の企業誘致課、あるいは県の土地開発公社とも逐次連絡を取り合って実施をしております。そのような観点で進捗をお見守りいただきまして、垂井町が打って出るときにはよろしく御支援をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、二点目でございます。二十年度決算について、私は業者指名審査委員会の委員長ということでございますので、そ

の委員長の立場でということでの御質問でございました。

一点目が、垂井小学校の耐震補強計画の策定業務、これについて、この追加金額が要求された点についての御質問でございます。この案件、実は非常に複雑な事情を伴っております。経緯を確認しながら答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

当初、本案件の契約時、これは指名競争入札を実施いたしました。設計金額が税込みで五百十六万円ほどと記憶しておりますけれども、これに対しまして五社を指名いたしました。落札価格は税抜きでありますけれども四百八十万円と記憶しております。この関係から見ますと、落札価格としましては設計金額に対し特に不自然さを感じるようなところはございませんでした。今回、他の四社が設計金額を大幅に超過した形となっているということで、特にその点が不明朗であるという御指摘をいただいているかと思えます。実は、この入札と同日に同様の事業があと二本、入札にかかっております。垂井・府中・合原公民館及び朝倉運動公園体育センター耐震調査業務、それから垂井町営住宅耐震調査業務、この二本が同じタイミングで入札にかかっておりますが、実はこのいずれもが予定価格に達せず不調に終わるといふ異常な事態になっております。この二事業につきましては、設計金額に達していなかったということ、そもそも設計について大丈夫であったかということ、検証を行いましたけれども、問題は発見できませんでした。したがって、後日、設計金額を変えることなく指名業者を入れかえて入札を行いましたところ、いずれも一回の入札で落札されたところでございました。落札業者以外の入札額も

ほぼ類似の額となってきたところでございます。

このような状況から推測しますと、当時、耐震調査関連の事業につきましては、他の自治体等でも鋭意取り組んでいる関係上、受注者側がパンク寸前の状態、いわゆる需要過多の状態ではなかったかというふうに考えられます。垂井小の耐震補強計画策定業務につきましては、指名業者の中に受注にゆとりのある業者が入っていたということとで落札ができたというものでありまして、他の四業者については通常価格ではとても請け負えない状態での入札であったというふうに推測をしております。しかしながら、このような調査事業、指名業者がどの程度受注しているかを事前に把握するということは、町内事業だけ行っているわけではございませんので、極めて困難と言わざるを得ません。このような事態は残念ながら発生をし得るものというふうに認識をいたしております。

今回、問題となっている点として、二棟中の一棟が実は二つに分かれた構造であったという情報を事前に知り得たかというようなお話がありました。しかしながら、少なくとも所管課による入札時の仕様は一つの建物として設計をしております。入札価格の差は、先ほどの御説明のとおり、指名業者の受注状況等による内部事情がそれぞれ反映した結果であるというふうに認識をいたしております。

御質問の一点目につきましては、実際の計画策定の実作業に入った結果、仕様と異なる構造が判明した場合には変更契約はあり得るものと思っております。過去の設計業者であった今回の落札業者がその点を当初に見つけられなかったとしても、今回の契約

仕様の設計は垂井町側の責任でございます。契約上は変更点を明確にするべきものと考えておるところでございます。

二点目の御質問につきましては、具体的に他の市町村でのような変更契約が行われているかという事例までは把握はしておりません。しかしながら、仕様の内容に変更が必要であれば、変更契約は行っているものと思っております。

なお、今回の変更契約におきまして、所管課で変更額の算出をいたします際に、構造計算等が一棟分増加することから大幅な増額が見込まれるという認識はございました。しかしながら念のため、極めて異例ではありますけれども、受注業者からだけの見積もりではなく、他の事業者二社からも参考見積もりを徴取し、比較の上で算出したという報告を受けております。いろいろな見方はあるかと存じますが、所管課としては手は尽くしたものと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

今回の案件は、大変事情が複雑な背景があったものであったと認識しております。決算認定特別委員会での御指摘は、議員各位に十分御理解いただける説明をし切れなかった結果によるものというふうに思っております。違法等の行為があったとは当方としては認識はしておりません。しかしながら、執行前の確認という点で補正予算を組めなかつたのかという御指摘につきましては、厳粛に受けとめたいと考えております。既に、大きな変動を伴う流用については注意するように課長会議におきまして各所管に文書で通知を行っております。また、今回お願いしております補正予算の中にもその点を反映させたものもございます。既に取り組みは開始しております。御理解を賜りたいと思っております。

決算認定の是非の関係につきましては、そのようなことをい
うようなお話がございましたけれども、執行部といたしましては、
議会の権限に属することということで、特にお答えはいたしかね
るものとして御理解をいただきたいと思えます。私どもといたし
ましては、違法・不法のたぐいがないという限りにおいて認定は
いただきたいと考えておる次第でございます。その内容で今回
の議決に付したということでございますので、よろしく御理解を
賜りたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質
問させていただきます。

大きく分けまして四つあるのですが、一番目ののは、今、同僚の
九番議員が質問されましたので、要点のみを質問していきたいと
思います。

今、副町長は、落札業者の金額は適正であつたというふうと言
われました。これは理由としまして言われたのは、他の業者は仕
事がたくさんあつたから高かつたと。でありまして、税抜き四百
八十万円、税込みで五百四万円という金額は正しい金額であつた
と、そういうふうの説明をされました。私もそのとおりだと思
います。予算内の金額でありますし、それぐらいの金額ではないか
など、世間一般的に言ひましてそう思います。

それと、その後、副町長が言われましたのが、追加も適正な金
額で、他の二社から見積もりをとつてやったということと言われ
ました。それについて質問させていただきます。私も、前の議員

の再質問ではないんです、私の質問として書いておりますのでお
願ひいたします。

追加の設計代としまして三百二十九万円支払つたわけでありま
す。これの内訳を聞きましたら、学校教育課長の説明によりま
す。調査費が三十六万円、補強設計診断費が八十三万円、図面代
が七十四万円。何か一つ聞き漏らしたのが十九万五千円。それか
ら実施設計が五十一万四千円、積算が十九万五千円というふう
に説明を受けました。それで、落札業者の言い分をすべて認めると
しまして、この構造体が一棟であると思つたのが二棟になつたの
で、それに係る構造計算が余分に要するというのを考えますと、
この補強診断設計費八十三万円、この金額だけで十分ではないか
と思ひます。調査費とか図面代とか実施設計、積算、これはすべ
て当初の入札のときの入札条件によりましてすべての仕事が入つ
ておるわけでありまして、これは二重払いではないかと、そう
いうふうに思ひます。

そこで町長に質問させていただきますが、町長は以前建築のこ
ういう請負業をされておつたのでありますが、学校教育課長から
追加の話が出たとき、これは適正な追加であるかと思われたか、
どのように思われたかをお聞きします。この追加が適正であるか
どうかと、それはどのような理由で適正であつたか不適正だと
か 適正だと思うんですけれども されたかをお聞き
します。

それと、追加金額の決裁、これはお金を払つたわけでありま
すから決裁はどなたがされたのかということも含めてお伺ひいたし
ます。

次に、大きく分けまして二番目の質問に入ります。

朝倉運動公園の木の伐採についてであります。

まずこの、垂井町の財産としましてたくさんあるんですが、桜の木も、これは垂井町の財産であると思います。垂井町の財産ということとは、垂井町民の財産でもあるということをまず念頭に置いて質問させていただきます。

この問題で一番の問題は、町民の方、議会 議員ですね、

町長、副町長も、知らない間に切られたということでもあります。

町長、副町長は桜の木の伐採について知らなかったと、後で知ったと言われておりますが、垂井町を預かる町長が知らなかったというようなことは非常に無責任な発言であると思います。そのときに、一番目の質問としまして中川町長に質問します。事前に相談されたら町長はどういうふうに判断されたのか。

次に、職員は事前に町長の了解を得たと言っておりますが、町長からいえば勝手にしたというふうになります。これに対してはどう思われるか。また、町長自身、この件に關しましてどのような責任をとられるかということをお聞きします。

それと、最近、朝倉のこの木の伐採した近くに看板を立てられたらしいんですが、おわびの看板だと思っております。これは町民の方から聞いて、中身まで実際は私は見えていないんですが、この看板もただではできないんですが、これも税金で看板を書かれたのかどうかをお聞きします。

次に、大きく分けまして三番目の質問に移ります。

垂井町は地区ないし全町におきまして文化祭というのをよくされておりますが、毎年やっておられるんですが、その中で写真展

というのがありますが、その写真の出版条件としまして四つ切りという条件があるそうなのであります。これをA4サイズでも出展できるといふふうになれば、家庭のプリンターでプリントし出展もできるというふうになると思います。それをすれば費用も安く済みまし、常に出展者の気持ち、すべての行政一般においてですが、相手の気持ちになつて考えていくべきではないかと思つてますが、それについて質問させていただきます。

次、大きく分けまして四つ目の質問に入らせていただきます。

八月三十日の総選挙におきまして、自民党から民主党に政権がかわりました。民主党の政権におきまして鳩山内閣は、約二百四、五十だったと思うんですが、事業の事業仕分けをやりました。内容は、少しきつい面もあったと思いますが、おおむね国民としては十分に評価しているとは思つています。この事業仕分けといつものは、国がごとし初めて正式にはやつたんであります。各市町村におきましては以前からされておつたと聞いております。そこで、垂井町におきまして、その数はたくさんないと思うんですが、町民の方を主体にしまして、意見を聞き、その垂井町内の事業仕分けをしてはどうかというふうに思つています。やるとすれば、やはりこの決定については尊重していかなければならないと思つています。町長は各地でいるんな方と、ワイワイ塾というんですか、とか車座とかで話をされておりますが、それは単に聞いて帰るだけで、そういう制約とかもないような話で聞いておられますね。ですから、今度、事業仕分けをして、中身についてはその意見に従うといふぐらいの気持ちのような事業仕分けをされたらどうかとは思つています。といつていますのは、この事業仕分けの意味ですが、

予算を有効に使うという意味が込められていると思います。それはやっぱり町民の願いでもありますから、この点もよろしく、いい御答弁をいただくようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず一点目の、垂井小学校の耐震の追加に關しての妥当かどうかというお話でございますが、先ほど副長が申しましたように、追加に当たりましては、本当に異例だと思えますけれども、業者以外にも二社から見積もりをとっております。都合三社の見積もりの中で金額を設定したということになっております。当然に当初の金額より少し下がったというふうに聞いておりますし、当然、その見積もりを出すという時点では仕様も出しておりますので、それに基づいて、全く関係ないところから見積もりを徴取する中で比較をして出しております。ですから、その仕様に基づいた形の見積もりということでありまして、私はまさに適正に執行されたものとして認識をしております。当然に最終的なその流用の決裁は私がして、この執行がなされたものでございます。

それから、朝倉運動公園の桜に關しましては、これはまず、やはり公園を愛してみえる方々に本当に心からおわびをしなければならぬというふうに思います。ただ、朝倉運動公園の場合は、運動場、競技施設の管理、それから公園の施設という形で、二つのものがあるわけでありまして、今回、野球場の外野の周囲、バックスクリーンを改築するに当たって、当初の計画は十一本切る予

定だったんですけれども、実際に始めてみると、日当たりが悪い、あるいは桜がいろんな状況で邪魔をして悪い影響を与えている、グラウンドの管理上の話で悪い影響があるという形で、やむを得ず伐採をするということになったというふうに聞いております。管理する側からすれば、これはまさにやむを得なかった措置だと私は判断しておりますし、そのことをやはり事前にしっかりと周知できなかったことが今回は問題ではなかったのかなというふうに思っております。

今の、町長が知らなかったことはいかがかというお話がありますけれども、町の事務執行につきましては、事務委任という形と、事務決裁の中で専決処分、専決の行為というのが二つあります。この専決というものに基づいて行ったわけでありまして、専決というのは、執行権限は町長にありますが、意思決定の権限を他にゆだねるといふものであります。垂井町の事務決裁規程によつて行われているところでありまして、これは、事務の効率化を図る上で、すべての決裁を町長が処理することを避けるため、意思決定の権限を振り分けているものであります。地方公共団体では一般的な手法として使われているものであります。今回の桜の伐採につきましては、金額が五十万円未満の契約に關するということから、その規程によりまして朝倉運動公園の所管課長の専決となつたものであります。したがって、この意思決定については、町長や副町長に諮る必要はなく、事務手続上は問題はなかったものとして解釈しております。

ただ、所管課長がこの桜を切ることの影響と申しますか、大きさというものを少し認識していなかった部分があつて、住民の方

から大変な驚きを持って来られたということは、やはりその対応がまずかったということがあろうと思います。

そこで、事前に相談があればどうしたかということでございますけれども、当然にやはり処理方法の確認、それから事前の周知といったところを徹底して指示をしたと、私はそのときだったら思います。

今回、先ほどお話があつたように、私の方の指示により、現場を利用する皆さんに対するおわびと経緯等を記した看板を設置させていただきましたけれども、これも税金ではないかというお話ですが、基本的には業者に委託したのではなく、職員が手づくりをしたのであります。厳密に言えば事務費等、消耗品費等使つておるわけでありませうけれども、職員の手によって看板をつくり、それによって住民の方にお知らせをしたところであります。

今回の案件においては、職員が桜の伐採の影響の大きさをあらかじめ予測し、決裁権限とは別に、報告、連絡、相談、俗に言う「ホウレンソウ」というものをしつかりと行つていれば起こらなかつたものというふうに思いますが、ここら辺をしつかりとまた今後も指導していく中で、よりよい事業執行をしていきたいと思つております。

また、町長の責任はということでございますけれども、最終的には、やはり管理しております朝倉運動公園をよりよい公園にしていく、今回一部伐採はいたしましたけれども、植林等も住民の方が植えたいというような思いを受けながら、やはり植えていい場所に植えていき、より公園として親しんでいただける場所、朝倉運動公園をよりよい公園として追求していくことが私の責

任であると認識しております。

それから、写真につきましては担当の方からまた別途説明をさせていただきます。

事業仕分けにつきましては、東京に行つて何とか現場をのぞきたいなというふうに思ったんですけれども、残念ながらちよつと日程がどうしても合わなくて、東京にはおつたんですけれども、会場で直接見ることはできませんでした。ただ、新聞報道等いろいろ見る中で、まさに外部評価といいますが、今までの予算編成の過程が透明化された部分というのはやはり評価すべき点があるのではないかなというふうに思います。ただ、その手法が余りにも短時間で、今までの地方の積み上げ部分をいともあっさりというようなこと、あるいは、本当にだれがどの権限でというようなこと、いろいろ問題もはらんでいる部分もあるのではないかなというふうに思つております。

一方で、町の政策の中にこの事業仕分けを取り入れたらどうかということでございますが、三番議員も一番最初のときに事業仕分けのことをおっしゃいましたけれども、まさにその外部評価という部分での取り組みというのは、今回、自治基本条例、まちづくり基本条例の中にもうたわれまますように、いろんな事業評価をやはり外部も巻き込んでやっていくということが必要かと思つております。今、行政評価の施策を進めておりますが、これは今庁内で行つております。ここら辺も、どういう形でいくというのは非常に難しい部分があるかと思つたんですが、やはり今回、事業仕分けというのも一つの参考にしながら、外部評価というものをどう取り組んでいくかというのは今後の行政の大きな課題であると

いうふうには認識をしております。ただ、残念ながら、今、国で行われた事業仕分けというのは、やはり大きく言えば財源をつくり出すためのものであって、無駄を省くと言いながら、その事業の中身まではやはり、精査といいますが、どうい影響が及ぶところまでではなく踏み込んでいないところが現状ではないかなと。我々がやらなければいけないのは、その事業の財源、無駄を省くのはもちろんでありませけれども、事業そのものがどういう形がいいのか、より住民に密着した形でできるのか、納得していただく形のできるのかという形の評価というものがこれから求められていくのではないかなというふうには私は思っております。足らない部分は担当から補足のところはさせていただけます。足

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長乾豊君。

〔生涯学習課長乾豊君登壇〕

生涯学習課長（乾豊君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

文化祭等の写真展についてということで、出展者の費用を考えるとA4サイズではどうだという御質問でございます。

議員も御案内のとおり文化会館の事業で、実は毎年展示事業といたしました、垂井町展や垂井町の芸術・文芸展を開催しております。その作品の公募をしておりますけれども、その中の町展につきましても、芸術をきわめるという意味から、作品に対しましては審査員の審査を行っている状況でございます。

また、写真のサイズにつきましては、国際規格を基礎といたしました四つ切り以上の写真サイズで出させていただくというふうには

しております。このサイズといいますが、実は作品を見てもらうの一番適しているサイズだということで、従来どおり四つ切りでお願いをしているところでございます。

また、議員が御指摘されました、芸術・文芸展や各地区公民館での文化祭等の写真につきましては、今後はAサイズを含めて検討してまいりたいというふうには考えておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 再質問させていただきます。

まず、桜の木の方ですが、町長が答弁されたのは、五十万円以下の件に関しては専決処分、課長も専決ができると、五十万円以下は、それで町長の責任はないと、そういうふうな説明だったんですか。それでないんだつたらないで、また言っていた方がいいんですが。

それと、事前に相談された場合どういふうな返事をするかという質問をしましたが、町長の今の答弁では、事前に周知するということですので、結局は相談されてもオーケーしたというふうに考えていいのかどうかというのを質問させてもらいます。

それと、次に垂井小学校の耐震診断ですが、二社から見積もりをとり、十分間違いない金額を払ったということでありまして、質問させていただきます。

先ほど私が言いました追加金額の内訳ですが、これについて個々にどういう理由で適正な金額であったのかということをお聞きします。なぜかといいますと、図面代なんていうのは、この垂

井町の南舎、北舎、すべてを当初の契約では契約しておるわけでありますから、すべて入っておると思ひますし、それによつて積算も変わらない。それから図面も変わらない。それから調査費、これは全体を調査してやるのが当然ですから、何らふえる要素はないと思ひますが、二重払いでないというのをきちつと説明していただくようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず桜の伐採に関しまして、最終的にはやはり私もやむを得ぬ判断だというふうに理解をしております。ですから相談されてオーケーしたのかということは、当然そういう形で、やむを得ず伐採をしなければいけないというふうに思っております。

それから、耐震に関しましては、そういった仕様をつくつて見積もりをとつておるわけであります。その中で従前のものとかぶる部分というのは相殺されておると私は判断しておりますし、当然にそういう措置がとられたものと思ひます。ですからそういった仕様に基ついておの何項目かを見積もりをとつておるわけで、当然、それに対して三社から出てきた。その仕様のつくり方に関して、やはり整合性を持つて私は担当がつくつたものというふうな認識をしておりますので、二重払いに当たらないというふうな認識をしております。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 変更業務の明細でございますけれども、調査業務の中にはコアの採取だとか、あるいは写真データのまとめが入っております。

〔発言する者あり〕

当初に入っている部分は除いてございます。当初に入つておりましたのが外観の劣化調査。それから、構造施設調査は既に契約済みでございますので、その分については除いてございます。したがいてまして、あとの耐震診断、あるいはまた補強の実施設計、技術料、諸経費を一棟分追加したわけでございます。

〔発言する者あり〕

この分につきましては、審査が棟ごとに行われますので、それぞれ一棟、二棟、三棟、棟ごとで積算をしております。議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午前十一時五十三分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十七分）

引き続き一般質問を行います。八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従ひ三点について質問させていただきます。

初めに予算編成についてお伺いします。

現在、先行き不透明な状況の中、雇用情勢もさらに厳しさを増し、経済危機ははまだ予断を許さない状況です。こうした中、鳩山政権による二〇一〇年度の予算の編成が、概算要求の出し直しや事業仕分けなどで大幅におくれています。例年は八月末に各省

庁から概算要求の提出を受け、財務省が査定に入り、十二月二十日に財務省原案ができ、二十四日に政府案を決めていたのが、こゝとは例年よりおくれることはほぼ確実で、年越し編成もささやかれています。

新政権の看板政策でもある子供手当の制度設計も、全額国庫負担のほゞが、財源不足により地方自治体や企業にも負担を求めることに前向きな姿勢を示しています。予算編成と表裏一体の関係にある税制改正作業も、特別措置の見直しやガソリン税などの暫定税率の扱いをめぐって迷走がみえます。また、景気の悪化を受けて税収の落ち込みは深刻で、想定を超える減収が続いており、こゝの八月末の税収実績は前年同月比で七三%の水準です。このままでは今年度の税収は四十六兆円の見積もりを大きく下回る四十兆円にも達しないという見方が強く、四十兆円割れは確実な情勢となっております。来年度も景気の本格的な回復は望めず、法人税や所得税を中心に大幅な減収は避けられないと思われまゝ。当町において、現在、二十二年度の予算編成の準備段階ではありますが、町長の予算編成に対する方針について、以下お伺いします。

一、こうした先の読めない厳しい時間のない状況の中、来年度予算編成に向けた当町の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

二、当町における二〇一〇年度の法人町民税を初め今後の動向について、税収及び地方交付税をどのように予測されておられるのか、また税収確保に向け、いかなる手だてをお考えなのかお聞かせください。

三、岐阜県の財政も、二十一年度で基金もゼロとなり、毎年三百億円の財源不足を補うため福祉医療費の見直しも検討されていくと思いますが、当町の今後の対応はどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

第二点目に、子育て支援についてお伺いします。

まず、先般の臨時議会で、周辺の自治体では実現されていない中、当町は子育てに優しい町として、「すくすくたるいっ子」手当、ゼロ歳から五歳までの子供一人に対し一万六千円の支給事業に取り組みまれ、不景気の中で子育てに頑張っている多くのお母さん方から喜びの声をお聞きしております。改めて敬意を表する次第です。

さて、今全国で「赤ちゃんの駅」を設置しようとする区や市町がふえています。この赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた親御さんが外出中に気軽に立ち寄って、おむつがえや授乳ができるスペースが確保されている公共施設などをいいます。これはお母さんがおむつがえや授乳に不安なく出かけたという思いにこたえた事業です。地域の保育園などが既存の建物の一室や一角を仕切るなどして、気兼ねなく母乳を上げたり、おむつ交換ができる場所を用意し、ミルク用のお湯も提供します。こうした赤ちゃんのお世話のための停留所を備えた施設を自治体が赤ちゃんの駅と認定し、看板やマークなどを掲げてわかるようにしたものです。赤ちゃんの駅は予算があまりかからず、地域ぐるみで子育て世代を支える取り組みとして、現在、注目を集めています。この赤ちゃんの駅設置事業は、子育て中の親が外出しやすい環境を整えるとともに、育児ストレスや子育て過程の孤立を軽減するのが目的とさ

れ、全国に先駆けて東京の板橋区が二〇〇六年六月から実施し、現在、板橋区は百二十五力所の駅を設置しているそうです。区立の施設などに加え、私立保育園やNPO法人運営施設にも広がっております。また、埼玉県本市でも五月から赤ちゃんの駅事業をスタートし、保育園や公民館など市の施設のほか、警察や税務署、ホテル、商店街に呼びかけ、市内九十力所に開設され、利用者から好評とのこと。また、子育て支援課では、この取り組みをきっかけに地域ぐるみで子育てを応援する機運を盛り上げようとしてみます。

そこで当町でも、子育て支援の一環として、この赤ちゃんの駅設置を推進されてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

第三点目に、芝生化事業として公共施設の環境美化について伺います。

現在、環境への意識が高まる中、芝生化への取り組みを進める自治体が広がっております。文部科学省も次のような芝生化の効果을 上げ、整備推進を図っております。まず、教育上の効果として、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらし、環境教育の生きた教材として活用できる。また、環境保全上の効果として、強風時における砂ぼこりの飛散防止、降雨時における土砂の流出防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制、さらに地域のスポーツ活動の活性化となり、幼児から高齢者までさまざまなスポーツを安全かつ快適に実施できるなどしております。しかしながら、芝生化は高コストで維持管理も大変であることから足踏みする自治体も多く、校庭の芝生化は全国の公立小・中・

高等学校約三万六千校のうち約四%にとどまっているのが現状であります。しかし、維持管理面などを乗り越え、成功させている自治体も実際に多くあります。その課題のコストと維持管理の問題を解消する芝生化の手法が注意を集めております。既に御存じかと思いますが、通称「鳥取方式」と呼ばれるものです。苗代の材料費が安く、特別な土壌改良も必要ないため、低コストで施工が可能であり、維持管理も簡単、維持費が低廉というポット苗移植法です。これを採用して芝生化を進める自治体も出てきております。

鳥取方式とは、NPO法人グリーンスポーツ鳥取が提唱し、普及に取り組んでいるものです。芝生は成長が早く、丈夫なティフトンという品種を使用し、ポットで育てた苗を五十センチ間隔で一平方メートル当たり四株ほどまばらに植えて、水やりを続けると秋までに一面に広がり、芝生化ができるというものでございます。一平方メートル当たりの施工費用は、マット上の芝を敷き詰める従来の方法が五千円から一万円程度かかるのに対し、鳥取方式では高くても百円程度で済むというものです。しかも維持管理の作業は、水やり、芝刈り、また肥料やりだけであるため、専門業者に任せなくても普通の素人でも簡単に行うことが可能で、維持管理費も低コストであります。従来の方法では一平方メートル当たり二千円から三千円であるのに対し、鳥取方式では五十円から百五十円程度で済むと言われています。また、除草剤や農薬を一切使用していないので、環境上にも大変に安全であると言われております。

そこで、当町においても芝生化の取り組みが広がることを願い、

公園や保育園、幼稚園、小・中学校などにモデルケースとしての芝生の利点を生かした環境づくりを今後試験的に取り組むお考えはないか伺います。

続いて、公共施設の環境美化について伺います。

現在、町内の保育園や幼稚園初め学校の校庭や校舎周辺には景観・環境美化に配慮した樹木が植栽され、整備がなされており、しかし、運動場周辺の雑草対策に関しては、学校の先生方が定期的に草刈りなど作業を行うとともに、夏休みにはPTAの方々による奉仕作業など、環境美化に努められていると伺っております。

私は、先日、羽島の中島中学校に視察に行きました。そこには運動場周辺にヒメイワダレソウの植栽が進められており、見事な景観で環境面などに取り組みがなされておりました。各方面から多数の方が視察に来られているとお聞きしております。ヒメイワダレソウの植栽費用は、防水シートも含め一平方メートル当たり百二十円程度で、防水シートも土に返るし、環境問題に対してエコにも通じ、非常に安い費用で、しかも管理が手軽であります。情報によればヒメイワダレソウを植栽すれば今後十年間は草刈り作業をしなくてもよいとの話もあり、芝生とは違って植栽後の管理費用もかからず、学校周辺の環境美化、景観形成につながるものと思われまます。

そこで当町においても、このような取り組みとして、公共施設の周辺などにヒメイワダレソウを植栽し、景観美化の環境づくりに取り組んでいかげでしょうか、お考えをお聞かせください。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 八番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算編成、それから子育て支援、環境美化、大きく何点かございますが、私の方からは予算編成についての基本的な取り組みの考え方、そして国・県、町の動向ということについてのお答えをさせていただきます。

まず、去る十一月二十四日に本町の平成二十二年度の予算編成の方針の説明会を行いました。その中で、私の方から基本的な予算方針の編成の説明をしたところでありますが、その概略を少しお話しさせていただきます。

平成二十二年度の予算編成の基本的な考え方は、景気低迷の影響による歳入の減少や社会保障経費の増加が続く中で、三年目を迎える垂井町第五次総合計画、「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」の実現に向けての垂井町第五次総合計画実施計画を基本に、歳入歳出の精査を行い、予算編成を行うものとする。特に歳入財源の確保に全力を挙げるとともに、歳出においては、慣例による支出の見直しなど真に必要な事務事業等を精査し、経費の縮減を図るとともに、住民ニーズを的確に把握し、効率的、かつ合理的な事務執行を進める予算編成を行うこと。このために、前例踏襲の既成概念にとらわれることなく、いかに住民サービスの低下を来さない方法を実現するか知恵を絞る必要がある。また、住民目線による諸施策の立案と経営感覚のある事業執行に努め、限られた財源の中で行政効果の最大化を図ることを目的として、全職員がこの厳しい財政状況を認識し、創意と工夫をもって予算

編成作業に取り組むことを期待すると、こういうような形で編成基本方針を述べさせていただきました。これらを受けてというか、国・県の状況であります。

当町におきましても、御存じのようにこういった景気が非常に低迷の中で、この景気動向から見まして、来年度の税収が極端に落ち込むものというふうに見込んでおります。当然、減収となれば、国からその分の交付税という形で補てんが普通よりは増額されることではあります。この地方交付税も財源は税収でありまして、国においても税収の不足というものが大きくうたわれておるところで、やはりこれはもう赤字国債、あるいはそういったもので対応していかざるを得ないというような状況、だから交付税が本当にどれくらい来るのかという非常に不透明な状況になっております。一方で、県の方も、先般、県のアクションプランが示されましたが、こちら辺りもまだ最終的な調整の中で、福祉関係の県単事業の補助率が二分の一から三分の一に縮減という当初の話がありました。特定目的基金を取り崩す中で激変緩和の措置をとって、一部、市町村にも負担をお願いしたいというような形で、少し方向が変わってきております。いずれにしても、県においてもここ三年ほど三百億円の財源不足が生じる中で、いかに財政を立て直していくかということが大きな至上命題としてあるわけで、我々市町村としてもそういうものをしっかりとサポートしていく、あるいは一緒にやっていくという必要があるという厳しい状況であります。

このように、国、県、町村、我々町においても非常に厳しい財政状況に直面しているというのが現在の状況であるというふう

に思います。したがって、必然的に新年度の予算編成に当たりましては、これまででない非常に厳しい状況という認識のもとに、どちらかといえば守りの姿勢に入るといったような形、先ほども午前中の一般質問でもお話をしましたが、本年度、八十一億五千万円の新年度当初予算がスタートいたしました。これを確保するのは非常に難しい、これを下回る形での新年度のスタートになるんではないかなということを予測しております。

こういった形で非常に厳しい予算が予想されるわけでありまして、けれども、少しでも住民の方のニーズにこたえられるよう、めり張りをつける形で予算編成をこれから一生懸命行っていきたいと思っております。よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。なお、その他の細部につきましてはそれぞれ担当課から補足説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） 私からは、八番議員の予算編成についての二番の、二〇一〇年度の法人町民税の税収の予測及びび税収確保に向けての考えについてお答えさせていただきます。

昨今からの経済情勢の不況によります景気の悪化を受け、本年度の法人町民税では、十月末の調定額について、昨年と比較いたしますと四千九百八十八万五千円の現在減少となっております。今年度の調定見込み額は、三月までの向こう四カ月分を昨年の実績から試算してみましても三千二百万円ほどしか見込めず、総額で一億六千六百七十六万六千円ほどの予想をしております。今後景気の見通しが依然と不透明で、また会社員等の給与の減少も

あることから、新年度の法人及び個人の町民税は、過去の実績、あるいは経済報告等の情報も参考にし、今年度予算額の大体九割くらい減少する推測をしております。

次に税収確保についてでございますけれども、このような経済情勢の回復が依然と不透明ではありますが、財源確保の観点から、攻めの滞納整理を行うとともに、雇用情勢が厳しい中、失業・退職等で収入が減少し生活困難な納税者には、納税相談に応じるなどして税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 八番議員の御質問の中で、二〇一〇年度の地方交付税の予測についてというお尋ねでございました。先ほど町長が概略申しておりますが、もう少し踏み込んで、私の方から御答弁をさせていただきますと思います。

普通交付税の算定につきましては、これは地方交付税法という法律に基づきまして、先ほども出てまいりましたが、国税の所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税、この五税の一定割合に基づきます総額、ちなみに二十一年度ベースで申し上げますならば十四兆八千七百十億円が総枠です。それを県あるいは市町村で分配していくわけでございますけれども、当然に不交付団体という団体もございます。そちらを除いた交付団体で交付をそれぞれしていくわけでございますけれども、そこには基準財政需要額と申しまして、これは一つ例をとりますと、道路の面積、あるいは延長、あるいは小学校の学級数、生徒数、こういったずつと計算をする基本でございますが、それを測定単位と申します。測定単

位に対してそれぞれの単位費用というのがございます。それに一定の補正率を掛け合わせたものが、基準財政需要額がこれでもって算定されると。一方で、基準財政収入額という算定がございます。これは、地方税の普通税、住民税、あるいは固定資産税などがございます。それと利子割交付金、配当割交付金、こういった税関係の交付金、これの七五％に相当するもの、これらを合計いたしますと基準財政収入額という形になります。この普通交付税の算定につきましては、先ほど申しました基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額、これがいわゆる交付税額という形になるわけです。普通交付税になるわけでございます。

先ほど町長も申しましたとおり、町税だけが減収になるということではございません。当然にして国税も減収になるだろうと。したがって、町だけを見るならば一見ふえるようにも思えるんですけれども、総枠が減るということで、交付税は二〇一〇年度、厳しい状態になるのではないかなという危惧感を持って予測を立てているところでございます。ちなみに、二〇〇九年度の普通交付税は十二億七千四百万円という内示をいただいております。これは現予算額に対する比率でございますが、一七・九％という形になっておりますが、あくまでも当初予算額との比率でございます。それと対前年比でいきますと二一・五％という形になります。増です。が、政府におけます何らかの特別配慮、総枠に対する特別配慮等がない場合に関しましては、やはり減収という形にならざるを得ないのではないかなという予測を立てているところでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の御質問の二点目の、赤ちゃんの駅の設置についてお答えさせていただきます。

議員お話しのように、赤ちゃんの駅の設置につきましては、全国的に取り組みをされているところがふえているようであり、おむつ交換でありますとか授乳が必要になったときに提供できる施設としまして、公立・私立の保育園でありますとか公民館、あるいは民間企業でありますとか商店などにも設置してあるところがあるようでございます。施設側としましては、おむつ交換スペースとしましてベッドでありますとか授乳スペースを仕切るパーテーションやカーテン、またミルク用お湯の提供が必要になります。所により手洗い設備もあるところもあるようでありますけれども、専ら設置されているところを見ますと、公共交通機関が比較的整い、お母さんが赤ちゃんを連れて買い物や食事などをされる機会が多い都市部が多いように思われます。町内のような比較的自家用車で出かけられるお母さんが多いというところでは、まず車の中でそのような用を済まされることが多いのではないかと、思いますけれども、今後そのような御要望の声を聞きながら、状況を見て検討をさせていただきたいと思っております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 八番議員の御質問の中で大きな三番、学校における芝生化、あるいはまた環境美化について回答させていただきます。

議員の御説明にもございましたけれども、得られる効果は多くあると考えております。教育面やら、あるいはまた環境面、健康面などに期待が持てると思っております。しかしながら、その一方で慎重に考えなければならぬことも予想されて、想定をしております。まず、学校のグラウンドに芝生を張りますと、芝生の管理や芝生の状態を維持する関係上、定期的にグラウンドを休ませる必要が出てくるのではないかとということが思われます。これによって、休日等の使用を、学校だけじゃなしにいわゆる学校開放をして地域に開放しておりますので、その縮小も含めて、地域の方々やスポーツ団体の理解が必要になります。また、初期の施工費用とは別に芝生の維持管理が必要になり、全国の事例を確認いたしますと、やはり草刈り機の導入をされている学校も多く、これらの購入費用なども想定していく必要があるのではないかと、思います。さらに、専門家の指導・助言が必要になると考えます。

いずれにいたしましても、学校だけでなく、やはり保護者の方々や地域の方々の理解と協力を得る必要があると考えますので、したがって、このあたりを視野に入れ、今後十分研究をしていきたいというふうに思います。

二つ目に、ヒメイワダレソウを植栽した事例を紹介していただきました。大変参考になりました。町内の学校では、サンゴジュや花木が校庭周辺に植栽をされています。特にフェンスの周辺や管理については大変苦慮しているところでございますけれども、ヒメイワダレソウは外来種ということで、生態系が損なわれる可能性も秘めております。したがって、今回の事例も参考にさせていただきます。十分検討をしていきたいと考えております。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 再質問させていただきます。

先ほど答弁ありがとうございました。財政厳しいということ、しっかりとまた予算編成に対して取り組んでいただきたいと思えます。

先ほどの赤ちゃんの駅のことですけれども、よそから見えた方々、垂井町当町にとりましてはやはり観光のある町というふうな部分にも想定できるということ、今後のことを踏まえながら取り組んでいただきたいというふうに思います。それと同時に、あるところでは薬局などにも協力していただいて、子育ての相談などを受けながら、子育ての相談と同時にそういう一角があるということで大変喜んでいただいているというふうな、やはり町挙げての子育ての環境づくりというふうな部分に対してもいかがかなというふうに思いますので、再度、よろしくお願いしたいと思います。

それとまた、先ほどの芝生化の例でございますけれども、実は私、昨日、垂井町のすべての小・中学校、あるいは保育園、幼稚園、保育園、幼稚園、公民館は一部ではございますけれども、見て回りました。その校舎とか校庭の周辺などですけれども、草が多く茂っていたところもありましたし、景観としてはきれいとは言いがたい状態でした。既に羽島市においては取り組まれておりまして、その外来種という、私はそこまで知りませんでしたけれども、そういうふうな、羽島の中島中学校ですけれども、現実になさっております。もしそういう生態に関するんであれ

ばできないというふうに思いますけれども、ほかの自治体ではそういうふうにして取り組んでいらっしゃいますので、再度の御研究をお願いしたいと思います。

芝生化事業で取り組まれたところでは、メリットとしては、維持管理を子供たちや保護者、地域のボランティアで行うことによつて交流が生まれたと。また、地域の活力を生む契機になったとか、あるいは子供たちが転んだときのすり傷がなくなり、校庭で遊ぶ子供がふえたとか、また、いやしで子供たちが穏やかになったというふうな効果もメリットとして挙げられております。こうしたことなどを踏まえたときに、何も校庭だけじゃなくして、公園とか、あるいは体育館の駐車場の周りとか、そういういろんなあらゆるところを考えられると思いますので、運動場の周辺、きのう不破中を見ましたけれども、真ん中じゃないんですね。その校庭の側ですね、そばですね。そういう周りの周辺をやられてもいいんじゃないかなというふうなことも考えられると思いますので、どこかで試験的に始めていくということも一つ考えられると思います。再度の質問とさせていただきます。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 八番議員の再度の御質問でございます。特に芝生化については町内では合原小学校がグラウンドのトラックの周囲を芝生にしております。大変管理に御苦労されているようです。さらに、雨が降りますとそこが池になってしまいうけですね。周りの芝生がちょっと高くなっていますので。ですか

ら、もう少し十分研究をしていきたいと思っております。

それからヒメイワダレソウ、これも初めてのことでございますので、引き続き研究をしていきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 八番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

赤ちゃんの駅に関してでありますけれども、先ほど担当も申しましたように、今進んでおる部分はやはりかなり都市部の公共交通機関を利用される方が多いという状況にあります。今、この利用状況、先ほども言いましたように、垂井町ではそういった若いお母さんは車で移動される方が非常に多いというような状況も一つにはあると思います。それから観光面ということもおっしゃいましたけれども、やはりこれは協力していただける方をこれからも募っていくことは必要かと思えますけれども、現状ではやはりまだ積極的に取り組む段階かどうかということは見きわめが必要かと思っております。ただ、研究としてこれからどういう需要といえますか、その部分等も見きわめながらやっていく必要があるというふうに思っておりますので、いきなりこれに取り組むということとは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 十一番小林敏美君。

〔小林敏美君登壇〕

十一番（小林敏美君） 議長の許可をいただきましたので、二点につき質問したいと思います。

第一点目、安全・安心のまちづくりについてでございます。

私も以前から再三にわたって質問させていただいておりますが、防災無線についてでございます。有線放送がなくなつて、住民の皆様が野外放送が聞きにくいと言われておるのが現状でございます。町は調査されたのか、されていないのか、また早急に取り組んでいくべきではないかと思えますが、どうですか。いつも町長はホームページと言われますが、それは一部の人で、老人や、若くてもパソコン機器にふなれな人もお見えになります。調査され、聞き取りにくいところはスピーカーをふやしてほしいのです。議員や課長、自治会長さんなどは戸別の受信機を持つことになっているが、まだ一向に話がないのですが、どうなっているのか。また、一般家庭においても補助金等をつけ、スピーカーで聞こえるようにしてはどうかと思えますが、町長の御答弁、課長の御答弁をお願いしたいと思います。

第二点目、垂井警察署の東側の宮代地区の農地の開発について。北には半兵衛の里がありますが、南部にも道の駅などもあつてもよいのではないでしょうか。町長は以前、南部にもつくつてもいいようなことが言われておりましたが、区画整理と絡め、将来の垂井町の発展を思えば開発をすべきではないでしょうか。私は三分の二の農家の方の承諾書をもらつておりますが、もう二年にもなります。いつになったらお話が進んでいくのですか。町長は垂井の将来をどのように考えておられますか。

また、南境野の農地についてもでございます。野部議員が亡くなられる前に言つてみました優良田園住宅の開発はどうなっておりますか。栗原の幼稚園の児童も少なくなり、一年置きに休園

になるような状態でございます。小学校の児童も少なくなり、早急に人口をふやす必要があるのではないでしょうか。

町長、課長の答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 十一番議員の第一点目の安全・安心のまちづくりについての御質問にお答えいたします。

防災行政無線に関してでございますけれども、放送内容が聞き取りにくいと聞いておるが調査をしたのかといった御質問でございますが、そうしたお問い合わせの連絡をいただきますと、町の職員がその場所等を確認し、現地に出向き、その実態、本当に聞き取りにくいかどうかの確認をいたしております。また、そこで確かに聞き取りにくいといったことがあります。また、点検業者に依頼し、またそこで修繕も行うようにしているところでございます。

次に、戸別受信機でございますけれども、これにつきましては、さきの九月の定例会で補正予算で地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業としてお認めをいただきました。設置個数は百七十台を予定しておりまして、設置先は、自治会長、町議会議員、町幹部職員、防災担当者を予定しております。また、この戸別受信機の発注でございますけれども、国の政権交代によりまして、この交付金の支給というのがちょっと不確定なところがございます。そういったこともあつて多少おくれれておりましたけれども、この三月までには間に合うようにということで、発注は終わっております。また、受注生産ということで、設置時期は年度末になるかと思っております。

また、希望者への配付についての御質問でございますけれども、今回、設置いたします戸別受信機の効果などを検証いたしました。今後、設置方針を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 十一番議員の御質問にお答えさせていただきます。

二番目の垂井警察の東側の宮代地区の開発でございます。

当地区の宅地開発を想定いたしますと、民間開発によるものと、地区計画とか区画整理とかの行政の開発がございます。今回御質問の道の駅を絡めた区画整理と、こういったことでございますが、この手順を申し上げますと、区画整理を進めるには地区内地権者の同意が、県の指針でいきますと八〇％以上必要でございます。

また、当地区は市街化調整区域ということでございますので、これを市街化区域に取り込む必要もございます。現在、垂井町では平成二十二年度に五年に一回の都市計画の見直しを行っております。これは大垣都計を中心としたものでございますが、今回の見直しでは、市街化区域の拡大につきまして、市街化区域内の宅地整備状況などの理由によりまして見送りをする予定でございます。また、垂井町のまちづくりの指針でございます垂井町都市計画マスタープランによりますと、当地区は垂井町にとつても産業宅地の新規開発候補地区として位置づけられておるところでございます。こういったことから、都市開発につきましては地権者と十分な調

整など図りまして、当地区の土地の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の栗原地区の住宅開発でございますが、ここも市街化調整区域内の住宅開発になるうかと思っております。議員御提案の優良田園住宅開発でございますが、これは優良田園住宅の建設促進に関する法律に基づき、地方の創意工夫を生かした個性豊かな住宅開発をするものでございます。確かにこの開発手法でいきま

すと、昨今、農用地の宅地開発が困難な状態になっております。農振農用地の除外の手續、これは優先的に行われると聞き及んでおります。がしかし、あくまでもこれは住宅を建設しようとする、住宅団地も含めてですが、建設しようとする企業、または個人業者があつて、この後押しを、市町村、または岐阜県がすると、こういったものでございまして、そうして町が優良田園住宅の建設計画を認定するものでございます。こういったことから、この事業の促進に当たりましては、開発業者と地権者との機運の高まりと申しましょうか、これが必須になっております。

私ども原課におきましては、栗原地区の居住人口の増加策につきまして、事業の必要性は十分認識しておるところでございます。今後の地域開発につきましても、事業の御協力につきましてもお願いいたしまして、御質問の回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 十一番小林敏美君。

〔小林敏美君登壇〕

十一番（小林敏美君） 今、課長さんがいろいろ答弁されましたが、やはり垂井町は工業の町でございます。それで、私は栗原に

は人口をふやさなあかんということを思って、野部議員からも言われておりました。何とぞ、あの南境野の南傾斜は物すごく日当たりもよいのでございます。それで、私は住宅地域にしてやるべきだと思っております。

また、宮代につきましても、やはり垂井町において一番一等地でございます。何とぞ開発をして、住みよいまちづくり、いつも町長が言われていますが、住みよいまちづくりをやっていたきたいのでございます。どうかよろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 最後になりましたが、議長のお許しをいただきまして、通告により一般質問をいたします。

私は二点ありますが、よろしく願いたい、このように思います。

今まで議員各位が町発展のためにいろんな形の中で質問されております。そのような形で、私も重複した点多々あるわけでございますが、よろしく願います。

また、町長は、来年度、私たち同様に二期目最後の年というふうな形になってくるわけでございますが、ちょうど町長が二期目に当選されましたときに、新聞に「垂井町長二期目、中川氏に聞く」と、こんなような形で大きく報道されております。そのような中で、私は二、三点お尋ねするものでございます。

今も先輩議員が栗原の開発について言われております。そのような形で、町長もこの二期目に当選されたときに、東海環状西回りルートが完成した場合にというような形で発表されております

が、今の東海環状自動車道等々につきましては、下部工等もできまして、あと上部工が残っているというような状況でもございませぬ。栗原は垂井町の南の玄関口というような形で、住宅、また工業団地化を進めたいと、このように述べられておりますが、今、あれから三年たった現在、どのような形で町長は思われておるか、その辺をお尋ねしておきます。

また、朝倉運動公園の温泉の利活用の施設でございませぬが、これらにつきましては先ほども同僚議員が質問されておりますが、町長も入浴施設は新しくはつくりたくないというような形も言われております。既存施設を利用した中で考えていきたいというような方法を発表されておりますが、朝倉には、ちょうど既存施設の勤労青少年ホーム、また表佐には老人ホーム、また梅谷には西南濃老人施設等々あるわけでございますし、またそれらにはおののお入浴施設がございます。それらの入浴施設を利用した中で、温泉を利用していただきまして、今、年々高くなっております医療費の高騰を少しでも防げるのではないかと、このようにも思っております。

また、朝倉には老人の方々がグラウンドゴルフ等々もされております。それらの終わった後、おふるで入浴されて、また帰っていただくということも一つかと、このようにも思っております。我々もいつも集会所で、皆様方から、温泉についてはどうなっているんだとよく聞くわけでございますが、ぜひとも、これらを前向きで検討していただきたいと、このように思っております。

また、庁舎の建設でございませぬが、先ほど来、話がございましたが、基金を制定しましてちょうど三年目になるわけでございます

すが、今年度は基金の予算化をしてみえませんが、恐らく一月の補正予算等々でも基金の補正があるのかと、このようにも思っておりますが、町長は、新しくつくるのか、また既存施設の改修かは非常に難しいというような形で述べられております。来年、先ほど申しましたように、最後の任期でございませぬので、これらのビジョンをどのように進めていくのか、来年中に考えるところにも載っておりますが、ぜひともその辺、よろしく願いますものでもございませぬ。

また、垂井町の魅力は、歴史と文化の町、また多くの伝統行事もあるというような形で、観光客が年々多くなっているようにも思っております。平日、垂井町に見えまして、どこに何があるのか、案内板も少ないと思ひますし、わからないと思っております。また曳軸等、垂井町の一つの目玉でもございませぬが、軸倉へ行つてもどのような軸が入っているのか、さっぱりわからない。そんな中で、パネル等を展示していただくとか、また祭りの風景等も展示して、このような曳軸であるというようなことを明示していただくことによつて、垂井町へ見えた方の思い出が一つでも多くなつてくると、このようにも思っておりますし、中山道を歩いて、公衆用のトイレ等の看板等も目につかないのが実情かと、このように思っております。役場とか福祉センター等々を利用して、これらの便所のPR等もしていただいたと思っておりますが、これら、先ほど申しましたように、町長もあと一年少しの任期でございませぬので、ぜひとも実現のほど、よろしく願いますものでもございませぬ。

また、災害についてでございますが、昨年九月、北部を中心に

大きな災害が発生したわけでございますが、実情を見ますと、やはりゲリラ豪雨等々が中心かと、このように思っております。垂井町の半分、五〇%が山林というような形の状況でもございますし、また山林からの土砂の流出によりまして、ため池、大谷ため池とか、また百合戸のため池、また西蛇谷のため池等々、ため池の役目も少なくなっておりますし、砂防施設では、大滝川を初め、大石川、また御前谷川、日守川等々、多く砂防施設がございますし、また治山の堰堤におきまして、各溪流等に多くの治山施設がございます。これら流出の土砂によりましてその目的を失ってきていると、このようにも思っております。現在、山林を手入れする所有者も少なくなっておりますし、山は荒れるに荒れ放題。また、これからは間伐事業を多く取り入れていただき、根の張りを強くし、災害に強い山林づくりが必要かと思っております。下流の関係地区におきましては、住民の皆様が安心・安全で暮らしていただけるように、環境整備を図っていただきたいと、このように思っております。

先ほど申しましたように、現状を踏まえた中、町長は今後どのようにこれらを考えておられるのかお尋ねしておきます。

以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の質問にお答えをさせていただきます。今までの質問と重なっておりますところもあります。同じような答弁になるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思っております。

また、二年前の新聞記事を今懐かしく見させていただきました。改めてしっかりやらねばという思いを今しておるところでございます。今後またお気づきの点、どんどん御指摘をいただきたいというふうに思います。

さて、まず一点目、栗原地区の宅地化、工業団地化というお話であります。いわゆる企業誘致に向けての話になるのかと思いますが、当然に東海環状西回り、あるいはこれから計画されるであろう養老のスマートインターチェンジ等を考えたときに、南の玄関口となるべき土地として企業誘致等も、あるいは住宅の増、人口増というようなことも考えていける場所であるという思いで語っていただきました。今現在、企業誘致に関しましては、本年度予算を使いまして鋭意調査を進めておりまして、その絞り込みをしておるところでございます。ただ、選定に当たって、昨今の農業の方の行政の指導の方がかなり厳しい状況になって、法規制がかなり厳しい状況にあるところでもあります。そういった規制の解消でありますとか、あるいは、最終的には概算事業を幾らぐらいにするんだ、幾らぐらいの土地を販売すればいいんだと、そこら辺まで踏み込んだ形で検討していくことになるかと思えます。

今、垂井町は各地を今絞っておりますところがございますけれども、まだ現段階では具体的なその箇所につきましては、当然、土地の価格等にもはね返ってくる部分もありますので、ここでの明言は避けさせていただきますと思いますが、着実に今進んでおりますので、いましばらくお時間をいただき、また改めて皆様と一緒に協議する場をつくっていくことになろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これにつきましては、県の企業誘致課、あるいは土地開発公社等を使う形で、少しでも大きなといいますか、効率の上がる形で、効果的な形での開発等も進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

二点目の温泉の利活用につきましては、先ほどもお話ししましたが、基本的には新しい施設を考えておるところではなくて、何かこの温泉水の利活用を考えていきたいという思いは変わっておりません。先ほども申しましたように、昨年、表佐の老人福祉センターのおふるの利用ということも考えたわけでありますけれども、予算等を組んでみますと、やはり二千万円から三千万円ぐらいかかるというような中で、この非常に厳しい財政状況の中でどうしても優先順位が高いということではないので、これを少し今保留しておるところでございます。今後、やはり住民の皆さんにも楽しんでいただけるという部分、あるいは観光ということも考えた上、あるいは健康ということも考えた上での利用ということは、これからまた少ししっかりと検討していく必要があると思えますが、やはり財政というお金がついて回る分、非常に厳しいところもあるうかというふうに思います。一方で、来年の四月には梅谷トンネルの開通もあって、池田温泉がやはりすぐ近く身近に感じられるというような状況もあって、そういったところとのタイアップも一つの方法かなということも考えております。ただ、垂井町として、朝倉の温泉をいかに活用していくのかはあわせて考えていかなければならない問題であるという認識を持っておりません。

庁舎の建築につきましては、先ほども申しましたが、これはや

はり、まだ今基金を積み始めた段階で、それもまだ満足に積みぬような状況にあるということで、少しまだ方向性を出せない状況にあります。ただ、いずれにしても、ここで建てるか、どこかへ出ていくかにしても、庁舎をいじらなければならぬ、建て直さなければならぬ時期に来ているのは間違いないことでもありますので、これをどういうふうに住民の方に理解を得ながら、当然に庁舎が動けばさまざまな問題がついて回るようになります。先ほども言いましたが、議会としても特別議決をしていただく必要があるという形の中で、そこら辺をしっかりと調査・研究をした上で、ここで建て直すならどれぐらいかかるだろうと、移転すれば、場所によって違うかもわかりませんがどれぐらいかかるんだろうと、そういった財政的な面も考慮しながら、あるいはそのほかのさまざまな部分に及ぼす影響というものを検討しながら、これを図っていきたい。二期目の当初では何とかこの二期中にといいふうに思っておりますが、こちら辺につきましては、継続的な形での検討になってくるのではないかなという見通しを持っております。

観光の案内につきましては担当課の方から補足をさせていただきます。

災害につきましても担当の方から説明をさせていただきますが、昨年の九月の災害、まさに垂井にとっては非常に大きな災害であったわけでありますけれども、何とか国の、非常に今厳しい財政の中でも三年の猶予を持って、原状復帰ではない、改良工事というような形で取り組んでおっていただけるところでございます。今後もしっかりと、地域の皆さんの安心・安全のために一生懸命

頑張つてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 十番議員の御質問の一つ目、町政の取り組みの中で観光に関する案内看板等について、具体策を含め御指摘をいただきました。ありがとうございます。

議員申されましたように、曳軸を例にとりますと、祭り期間中は観光客に曳軸本体を見ていただくことができますが、それ以外は、「動く陽明門」と賞されますが、来町者にはどれだけのものか想像もつきません。そういったことから、御提言の曳軸を明示できるもの、例えば軸倉前にパネルとか写真等を掲示すれば、よりそのすばらしさを実感いただけるのかと思うところでございます。

どうしても我々は知った感覚で物事を処理しがちでございます。御指摘のように意外とわからないのは公衆トイレの場所かもわかりません。今後は来町者へのおもてなしの一つとして、わかりやすさを力点に看板等の設置にも心がけてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

次に二つ目の御質問、災害に強いまちに係る環境整備についてでございます。

総体的なことにつきましてはただいま町長が申しましたが、産業課所管といたしましたは、これまでも間伐を主とした災害に強い健全な森林づくりを積極的に推進してきたところでございます。ちなみに、町では平成十八年度から特に団地間伐に力を注いでお

り、地元の山林管理組合、あるいは地主の方々の多大なお力添えをいただき、本年度で約三百町歩余りを実施してまいったところでございます。とりわけ、宮代地区におきましては平成十九年度から団地間伐に取り組んでいただき、四十五町歩ほど、また栗原地区におきましては本年度から取り組みをいただいているところでございます。今後も土砂流出防止等、森林の持つ多面的機能が発揮できるよう、森林施業の集約化及び、保安林化とともに山林の適正管理を促進するなど、水源地として、上流域としての責務が遂行できますよう、また安全・安心な暮らしを守るための環境整備に積極的に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 十番議員の御質問の二点目の、砂防に関してお答えさせていただきます。

垂井町の砂防事業は、議員も御了承のとおり、岐阜県によって事業執行なされております。少し本町の砂防堰堤の実態を申し上げますと、町内の砂防河川は十六河川ございます。その中で砂防堰堤は十八基ございまして、現在、梅谷地区で一基工事中でございまして、三基計画中でございます。議員申されるとおり、既存の砂防堰堤は昨年の九月の集中豪雨で満砂状態、ほぼ満杯の状態でございます。がしかし、これで砂防堰堤が本来の目的を失っているかといえますと、砂防堰堤本来の目的は、土砂を一時的に砂防堰堤裏にためるのではなくて、砂防河川の堆砂勾配 河川勾配ですね。堆砂勾配を安定させることが主目的でございます。

こういったことから、堰堤の裏にたまった泥、土砂につきましては、通常の河川の自流水、自然に流れてくる水で徐々に自然に下流へ流すと、こういった構造となつておると理解しております。がしかし、堰堤の上流域に大量にその河川に流下する、流れ出るおそれがある場合、そのおそれがある土砂がある場合、これが豪雨などで一気に流れ出ますと、そのまま下流へ流れ出ますので、こういった場合は、その上流の堰堤の裏にたまっている土砂を一時的に応急的に搬出する場合があります。最近の過去におきまして、平成十七年から二十年にかけて、梅谷川、大滝川、柚ノ木川、御前谷川の四河川で、合計五千四百立米ほど搬出してあります。これらの搬出先は、遠隔地でなくできるだけ町内の場所を指定しておりますけれども、なかなか搬出先が見つからない、適地が合わないのが実情でございます。

今回、議員御指摘の堰堤裏の堆積土砂につきましては、この堰堤の上流の土砂の堆積状態、これらの状況を把握いたしましたして、調査確認の上、必要とあらば岐阜県の方に強く要望してまいりたいと、このように思っております。よろしく御理解賜りたくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後二時二十五分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 奥村耕作

議員 末政京子